

小金井市
第7次男女共同参画行動計画

【案】

令和8年3月
小金井市男女平等推進審議会

男女平等都市宣言

平成8年12月3日
告示第99号

私たちは、誰もが人間として尊ばれ、また、自らの個性にあった生き方を自由に選択できる社会を願っています。

そのため、個人の尊厳と両性の平等を基本理念として社会的、文化的、歴史的な性差を排し、職場、家庭、学校、地域などすべての領域での真の平等をめざして、ここに「男女平等都市」を宣言します。

- 1 私たちは、人権を尊重し、互いの性を認め支えあい、いきいきと充実した人生がおくれる男女平等の「小金井市」をめざします。
- 1 私たちは、一人ひとりが共に個性や能力を発揮し、社会のあらゆる分野に男女が共同参画できる「小金井市」をめざします。
- 1 私たちは、男女が共にかげがえのない地球の環境を守り、平和と平等の輪を世界へ広げる「小金井市」をめざします。

目次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	7
3 計画の性格	7
4 計画の期間	8
5 計画の策定体制	9
第2章 小金井市の現状	10
1 人口等の推移	10
2 第6次男女共同参画行動計画期間の取組と課題	17
第3章 計画の基本的な考え方	24
1 基本理念	24
2 基本目標	25
3 計画の体系	26
第4章 施策の展開	28
基本目標1 人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる	28
主要課題1 人権尊重・ジェンダー平等意識の普及・浸透	28
施策の方向(1) 人権・男女平等の意識改革の推進	30
施策の方向(2) 男女共同参画の基盤となる人権の尊重	31
施策の方向(3) 多様性への理解の促進	33
主要課題2 男女共同参画を推進する教育・学習の推進	35
施策の方向(1) 教育の場における男女平等教育の推進	37
施策の方向(2) 生涯を通じた男女平等教育の推進	37
主要課題3 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援(小金井市配偶者暴力対策基本計画) (小金井市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画)	39
施策の方向(1) 配偶者等からの暴力の未然防止の意識づくり	41
施策の方向(2) 被害者支援の推進	42
施策の方向(3) 相談・連携体制の整備・充実	43
主要課題4 ストーカー行為やハラスメント、性犯罪・性暴力等への適切な対応と対策(小 金井市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画)	45
施策の方向(1) ストーカー行為やセクシュアル・ハラスメント、性犯罪・性暴力等への 対策の推進	47
主要課題5 生涯を通じた心と身体健康支援(小金井市困難な問題を抱える女性への支 援に関する基本計画)	48
施策の方向(1) 女性のライフステージに応じた健康づくり	49

施策の方向（２）性差や年代に応じた心と体の健康づくり	50
主要課題６ 様々な困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備（小金井市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画）	52
施策の方向（１）各家庭の状況等に応じた支援	53
施策の方向（２）自立した生活への支援	53
基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす	55
主要課題１ 家庭における男女共同参画の推進	55
施策の方向（１）育児支援体制の整備	57
施策の方向（２）男性の家庭・地域活動への参画促進	58
施策の方向（３）介護等への支援体制の整備	59
主要課題２ 働く場における男女共同参画の推進	61
施策の方向（１）ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に向けた環境づくり	63
施策の方向（２）働く場における男女平等の推進	64
主要課題３ 女性の活躍と多様な働き方への支援	65
施策の方向（１）女性の就労に関する支援	66
主要課題４ 市民がともに参画する地域づくりや市民活動の促進	68
施策の方向（１）地域づくり活動における男女共同参画の推進	70
基本目標Ⅲ 男女共同参画を積極的に推進する	72
主要課題１ 政策・方針決定過程への男女の参画	72
施策の方向（１）政策・方針決定過程への女性の参画拡大	73
主要課題２ 市民参加・協働による男女共同参画の推進	74
施策の方向（１）市民参加・協働による事業展開	74
主要課題３ 推進体制の充実・強化	76
施策の方向（１）庁内の男女平等の推進	77
施策の方向（２）計画の推進体制の強化	78
 第５章 計画の推進	 79
 資料編	 80
１ 計画策定の趣旨	80
２ 小金井市男女平等推進審議会委員名簿	82
３ 小金井市男女共同参画施策推進行政連絡会議設置要綱	83
４ 男女共同参画に関する動き	85
５ 用語集	92
６ 関連法令集	96

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、「すべての個人が互いにその人権を尊重し、認め合い支え合いながら、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができ、また、一人ひとりが輝いて生きることができる社会」です。

国は、男女共同参画社会の実現に向け、平成11年(1999年)の男女共同参画社会基本法の制定に始まり、基本法に基づく「男女共同参画基本計画」を平成12年(2000年)に策定、令和2年(2020年)には男女共同参画基本計画(第5次)を策定し、男女共同参画に関する施策を計画的に進めています。

小金井市(以下「本市」という。)においては、国内外の動向をみて、「男女共同参画社会基本法」の制定前から男女共同参画社会の実現に向けて、平成8年(1996年)に「男女平等都市宣言」を行い、平成15年(2003年)に「小金井市男女平等基本条例」を制定するなど、男女が対等な立場で活躍できる場を広げてきました。また、昭和59年(1984年)に「小金井市婦人行動計画」を策定しており、時代や社会情勢の変化に合わせて行動計画を更新しながら、男女共同参画施策を推進してきました。

こうした取組により市民の男女共同参画社会実現への意識は向上しつつある一方で、依然として固定的な性別役割分担意識や性別による無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)が残っており、賃金格差、雇用形態の違い、男性の育児・介護への参加の遅れなど、解決すべき課題は少なくありません。さらに、配偶者等からの暴力(DV)・困難を抱える女性への支援、多様性の理解促進、政策・方針決定過程への女性の参画率向上なども今後の重要な課題となります。

こうした現状を踏まえ、本市では、第6次男女共同参画行動計画期間中に施行・改正された法律や社会情勢の変化に対応するとともに、これまでに取り組んできた施策をさらに推進・発展させるための指針として、「小金井市第7次男女共同参画行動計画」(以下「本計画」という。)を策定します。

(1) 男女共同参画をめぐる近年の動き

① 国際情勢

◆ 持続可能な開発目標 “SDGs”

“SDGs (Sustainable Development Goals)” は、平成 27 年 (2015 年) 9 月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された令和 12 年 (2030 年) を期限とする包括的な 17 の目標 (ゴール) です。女性のエンパワメントとジェンダー平等が持続可能な開発を促進するうえで欠かせないことから、17 のゴールの一つに「目標 5 : ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられています。

国際研究機関の SDSN が令和 7 年 (2025 年) 6 月に公表した、世界各国の SDGs の達成状況をまとめたレポートによると、日本の全体順位は 167 か国中 19 位とアジアでは最高順位であったものの、「目標 5 : ジェンダー平等を実現しよう」では、4 段階の評価のなかで最低評価の「最重要課題」と指摘されています。

そのなかでも特に、「賃金格差」や「女性議員比率」が低評価となっています。

◆ ジェンダー・ギャップ指数 (GGI)

世界経済フォーラムが毎年公表する経済・政治・教育・健康の 4 分野のデータを基にした「ジェンダー・ギャップ指数」は、各国の男女格差を測る指標の一つとなっています。令和 7 年 (2025 年) の日本の順位は 148 か国中 118 位で、令和 6 年 (2024 年) の日本の順位 146 か国中 118 位と同位という結果となりました。これは先進国の中では最低レベルであり、アジア諸国の中でも韓国や中国、ASEAN 諸国より低い状況です。

日本は、教育分野や健康分野では中位に位置する一方で、政治分野や経済分野の値が低く、政治分野では 148 か国中 125 位、経済分野では 148 か国中 112 位と、全体の順位を引き下げています。

②国の動き

◆第6次男女共同参画基本計画 <令和8年(2026年)3月>

令和8年(2026年)3月に、男女共同参画社会基本法に基づき、施策の総合的かつ計画的推進を図るため、「第6次男女共同参画基本計画」(以下「第6次計画」という。)が閣議決定される予定となっています。

第6次計画においては、我が国における経済社会環境や国際情勢の変化、我が国が主体的に参画してきたジェンダー平等に係る多国間の合意・コミットメントの着実な履行・実施の観点も踏まえ、目指すべき社会として改めて以下の4つを提示し、その実現を通じて、男女共同参画社会基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図っていくこととされています。

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、国際社会と協調する社会

◆政治分野における男女共同参画の推進に関する法律(候補者男女均等法) <令和3年(2021年)6月改正法施行>

多様な国民の意見が政策立案や決定に的確に反映されるために、政治分野における男女共同参画が重要となるため、国や地方議会の選挙において男女の候補者の数ができる限り均等となること等を基本原則とした法律が平成30年(2018年)5月に公布・施行されました。

この間、政治分野への女性の参画は徐々に進められているものの、諸外国と比べると大きく遅れていることから、令和3年(2021年)6月に、①政党等がより積極的な取組を行うこととなるよう促進する、②国・地方公共団体の施策を強化することを目的として改正されています。

◆女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法) <令和7年(2025年)6月改正法公布>

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)は、令和元年(2019年)5月に改正され、令和4年(2022年)4月1日から「女性活躍に関する状況等の公表」、「女性の活躍推進に向けた行動計画の策定」が義務づけられる対象が、常時雇用する労働者が301人以上の事業主から101人以上の事業主に拡大されました。また、常時雇用の従業員数301人以上の企業を対象に、男女間の賃金差異・給与差異(国・地方公共団体)の公表が義務づけられました。

令和7年(2025年)6月11日に改正労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、女性活躍推進法が公布されました。その中で、女性活躍推進法の期限を10年間(令和18年(2036年))

■ 小金井市第7次男女共同参画行動計画

3月31日まで)延長するほか、従来の取組に加え、女性特有の健康課題への取組や求職者に対するセクシュアル・ハラスメント対策の義務化に伴い、政府が策定する基本方針にハラスメント対策を位置付けることが明記されました。

◆性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律 <令和5年(2023年)6月施行>

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解が不十分である現状を踏まえ、令和5年(2023年)6月に公布・施行されました。

基本理念を定め、国や地方公共団体の役割等を明確にすることで、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的としています。

現在、国の「性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議」において、理解の増進に関する基本計画や指針の策定等に向けた連絡調整が行われています。

◆性犯罪に関する刑法等 <令和5年(2023年)7月改正法施行>

令和5年(2023年)6月に成立し、7月から順次施行された改正刑法では、「不同意性交等罪」と「不同意わいせつ罪」として、「同意しない意思を形成、表明又は全うすることが困難な状態」における性交等は犯罪であることが明記されました。また、わいせつな画像の撮影や第三者への提供等を処罰する「性的姿態撮影等処罰法」も同時に成立しています。

令和5年(2023年)3月、国は「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」を決定し、令和5年度(2023年度)から令和7年度(2025年度)の3年間を性犯罪・性暴力対策の「更なる集中強化期間」として位置づけ、性犯罪・性暴力は被害者の尊厳を踏みにじる決して許されない行為であり、「相手の同意のない性的な行為は性暴力である」等の認識を社会全体で共有し、性犯罪・性暴力根絶に向けた取組と被害者支援を強化するとしています。

◆困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(困難女性支援法) <令和6年(2024年)4月施行>

女性を巡る課題に対応する婦人保護事業は、従来、昭和31年(1956年)に制定された「売春防止法」を法的根拠として実施されてきました。近年、女性を巡る課題はDV、ストーカー被害、性犯罪・性暴力被害、家庭関係破綻や生活困窮等のように多様化・複雑化・複合化し、現行の法制度では対応に限界があるとの提言が、困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会からなされました。

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大によりこうした課題が顕在化していることを踏まえ、年齢、障害の有無、国籍等を問わず困難な問題を抱えている女性の現状を改善し、福祉の増進を図るとともに自立して暮らせる社会を実現するため、令和4年(2022年)5月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(困難女性支援法)」が成立しました。

同法に基づき、市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画の策定が努力義務化されています。

◆配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法） <令和7年（2025年）12月改正法施行>

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律が令和5年（2023年）5月に成立し、令和6年（2024年）4月1日から施行されました。

保護命令制度の拡充・保護命令違反の厳罰化、基本方針・都道府県基本計画の記載事項の拡充、協議会の法定化などが改正されています。

その後、令和7年（2025年）12月に一部を改正する法律が施行され、紛失防止タグの取り付けや位置情報を取得する行為が接近禁止命令等における禁止行為に追加されました。

◆育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律 <令和7年（2025年）10月改正法施行>

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が令和6年（2024年）5月に成立し、令和7年（2025年）4月1日から順次施行、同年10月1日から本格的に、柔軟な働き方を実現するための措置が開始されました。

男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、育児休業の取得状況の公表義務の対象拡大、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化、個別周知・意向確認の義務化などが改正されています。

◆男女共同参画社会基本法 <令和7年（2025年）6月一部改正法施行>

独立行政法人男女共同参画機構が業務をより適切に行うことができるよう、機構が行う業務の考え方や方向性を示すため、男女共同参画社会基本法を一部改正するほか、機構法の施行に伴い、関係法律について必要な改正が行われました。

具体的には、国及び地方公共団体による基本的施策として、関係者相互間の連携及び協働の促進、人材の確保等の新設のほか、男女共同参画センター及び独立行政法人男女共同参画機構をナショナルセンターとして法的に位置付けることが明記されました。

◆独立行政法人男女共同参画機構法 <令和7年（2025年）6月施行>

令和7年（2025年）6月に施行された「独立行政法人男女共同参画機構法」において、男女共同参画に関する施策を総合的に行う「ナショナルセンター」として独立行政法人男女共同参画機構の新設が明記されました。

このことにより、機構に「センターオブセンターズ」としての機能を与え、地域における諸課題の解決に取り組む各地の男女共同参画センター等を強力に支援することで、女性に選ばれる地方づくりを後押しすることとしています。

③東京都の動き

◆東京都男女平等参画推進総合計画 <令和4年(2022年)3月>

平成12年(2000年)3月に制定された「東京都男女平等参画基本条例」に基づき、令和4年(2022年)3月に新たな「東京都男女平等参画推進総合計画」が策定されました。

「女性も男性も自らの希望に応じて輝ける、誰にとっても住みやすい社会の実現」を目指すべき男女平等参画社会のあり方として掲げ、「女性活躍推進計画」と「配偶者暴力対策基本計画」の2部構成で計画を策定しています。

また、女性活躍推進計画では、「ライフ・ワーク・バランスの実現と働く場における女性の活躍推進」、「男女平等参画の推進に向けたマインドチェンジ」、「多様な人々の安心な暮らしに向けた支援」の3つの柱、配偶者暴力対策基本計画では、「配偶者暴力対策」、「男女平等参画社会を阻害する様々な暴力への対策」の2つの柱が掲げられています。

◆東京都性自認及び性的指向に関する基本計画 <令和5年(2023年)3月>

平成30年(2018年)10月に制定された「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」に基づき、令和元年(2019年)12月に「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」が策定され、令和5年(2023年)3月には、第2期計画が定められました。

基本方針として「性的マイノリティ当事者に寄り添う」、「多様な性に関する相互理解を一層推進する」、「東京に集う誰もが共に支え合う共生社会『インクルーシブシティ東京』の実現を目指す」ことが掲げられています。

◆困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画 <令和6年(2024年)3月>

令和4年(2022年)5月に成立した「困難女性支援法」や令和5年(2023年)3月に公示された「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」を踏まえ、東京都における困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開していくため、令和4年(2024年)3月に「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画」が策定されました。

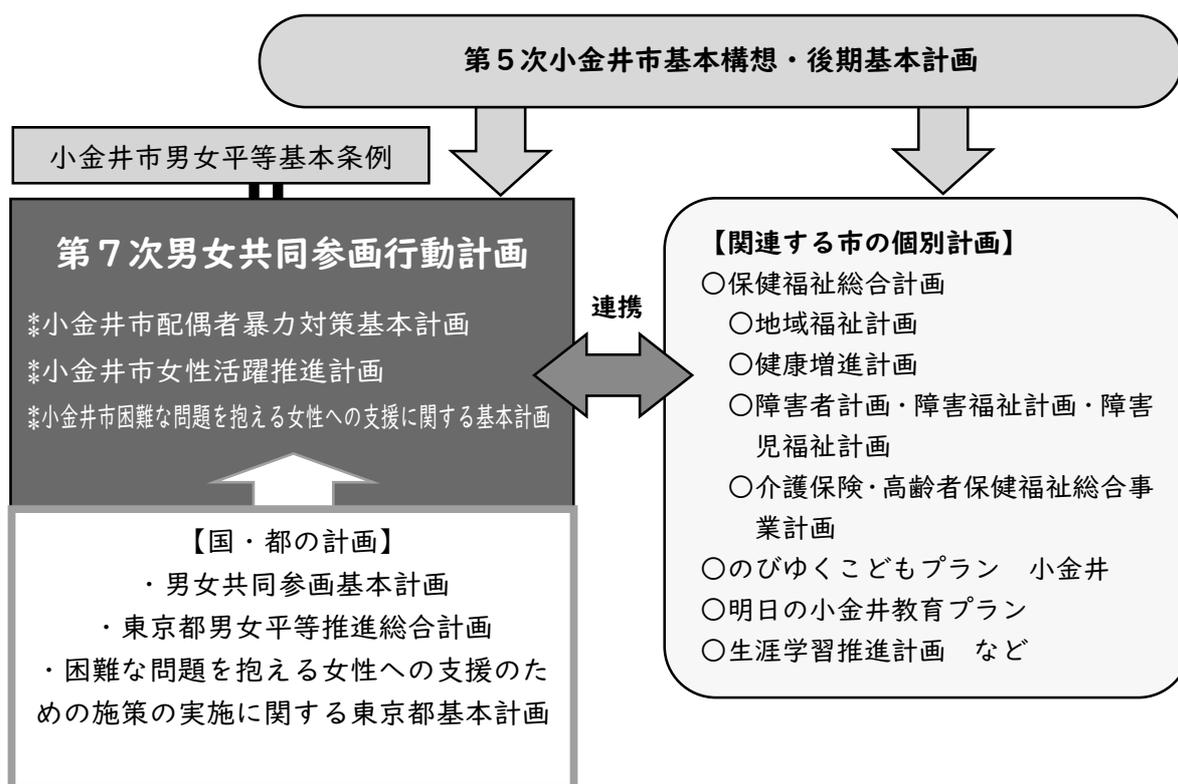
基本理念として、「困難な問題を抱える女性の人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とし、困難な問題を抱える女性が、本人の意思が尊重されながら、安全にかつ安心して自立した生活を送ることができる東京の実現」が掲げられています。

2 計画の位置付け

- ◆「小金井市男女平等基本条例」第10条第1項に基づく「男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画」です。
- ◆本市の第5次小金井市基本構想・後期基本計画の個別計画として策定します。
- ◆「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」とします。
- ◆本計画の一部は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項（DV防止法第28条の2の規定により読み替えて準用する場合を含む。）に基づく「市町村基本計画」として位置付けます。
- ◆本計画の一部は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として位置付けます。
- ◆本計画の一部は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」第8条第3項に基づく「市町村基本計画」として位置付けます。

3 計画の性格

- ◆本市におけるこれまでの取組を引き継ぎ、発展させ、あらゆる分野で男女共同参画を推進していくための計画として、本市が行う施策の基本的な方向や具体的な内容を体系化し明らかにしたものです。
- ◆国の「男女共同参画基本計画」、東京都の「東京都男女平等参画推進総合計画」の内容を踏まえて策定しています。
- ◆本市が策定する他の関連計画と連携・調整を図りながら策定しています。
- ◆市民意識調査結果、子どもの意見聴取結果、市民懇談会・パブリックコメントによる意見、小金井市男女平等推進審議会の意見等、市民の意見を尊重して策定しています。



4 計画の期間

◆本計画の期間は、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とします。ただし、国内外の社会情勢の変化や法制度等の改正等により、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

図表1-1 計画の期間

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
第6次男女共同参画行動計画					第7次男女共同参画行動計画				
第5次小金井市基本構想（令和3年度～令和12年度）									
前期基本計画					後期基本計画				
（国）第5次男女共同参画基本計画					（国）第6次男女共同参画基本計画				
（都）東京都男女平等参画推進総合計画									

5

計画の策定体制

(1) 市民意識調査の実施

新たな計画の策定に向け、男女平等に関する市民の考えを把握し、今後の男女共同参画施策に反映させることを目的として「男女平等に関する市民意識調査」（以下「市民意識調査」という。）を実施しました。

- ◇調査対象：市内に居住する18歳以上の男女個人2,000人
- ◇調査期間：令和6年10月1日（火）～10月15日（火）（10月下旬到着分まで回収）
- ◇回収状況：全体768件／2,000件（有効回収率：38.4%）

(2) 子どもの意見聴取の実施

計画の策定に必要な基礎資料を得ることを目的として、市内小・中学生を対象とした「性別による無意識の思い込み」に関するアンケート調査を実施しました。

- ◇調査対象：市内公立小学校6年生・市内公立中学校3年生
- ◇調査期間：令和7年5月9日（金）～5月19日（月）
- ◇回収状況：小学校6年生 923件／1,013件（有効回収率：91.1%）
中学校3年生 623件／754件（有効回収率：82.6%）

(3) 男女平等推進審議会の開催

公募市民や学識経験者等で構成された男女平等推進審議会において、計画素案の内容や計画案について審議し、ご意見をいただきました。

(4) パブリックコメント、市民懇談会の実施

計画素案に対する市民からの意見を幅広く聴取するため、パブリックコメント及び市民懇談会を実施しました。

第2章 小金井市の現状

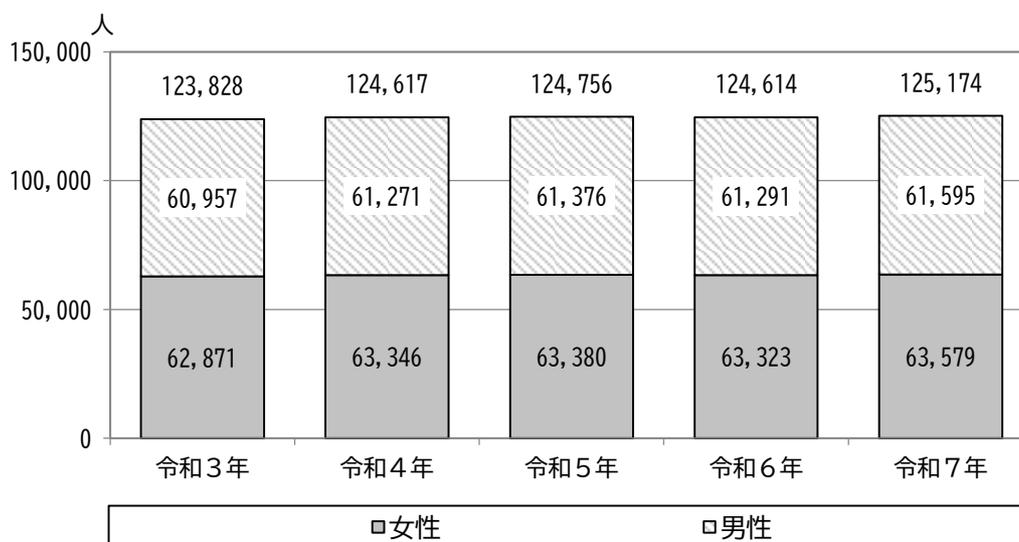
1 人口等の推移

(1) 人口の推移

本市の人口は令和3年（2021年）から令和7年（2025年）にかけて、緩やかな増加傾向となっており、令和7年（2025年）1月1日現在で125,174人となっています。

性別にみると、男性に比べて女性が約2,000人多くなっています。

図表2-1 男女別人口の推移



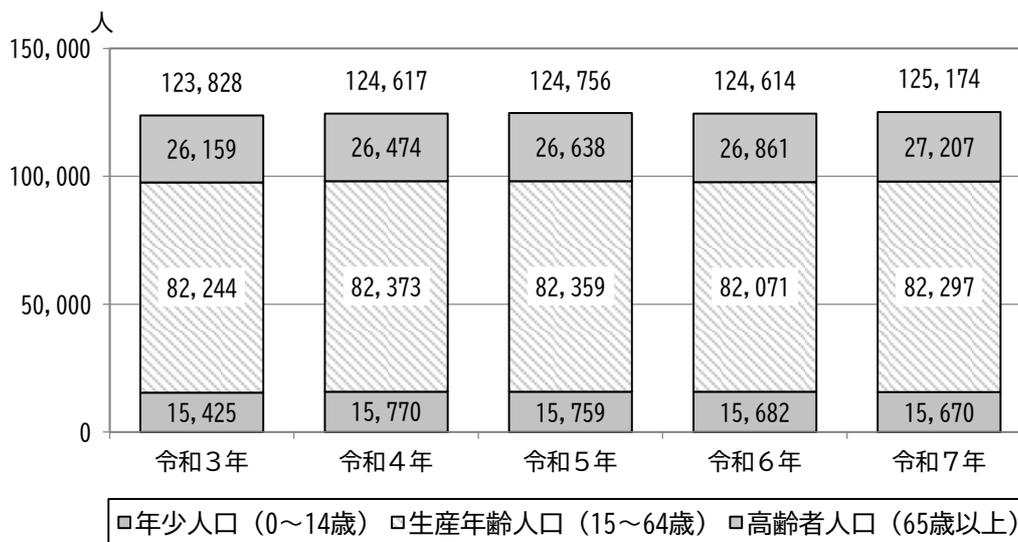
資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

(2) 年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別人口の推移をみると、年によりますが、いずれの区分もおおむね緩やかに増加しています。

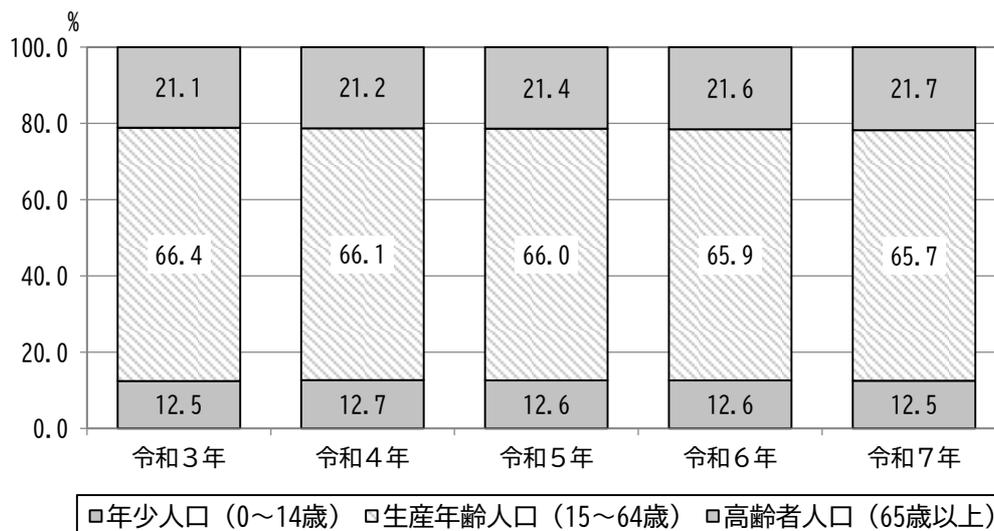
年齢3区分別の人口構成割合をみると、年少人口割合は横ばい、生産年齢人口割合は減少傾向、高齢化率は増加傾向となっています。

図表2-2 年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

図表2-3 年齢3区分別の人口構成割合の推移

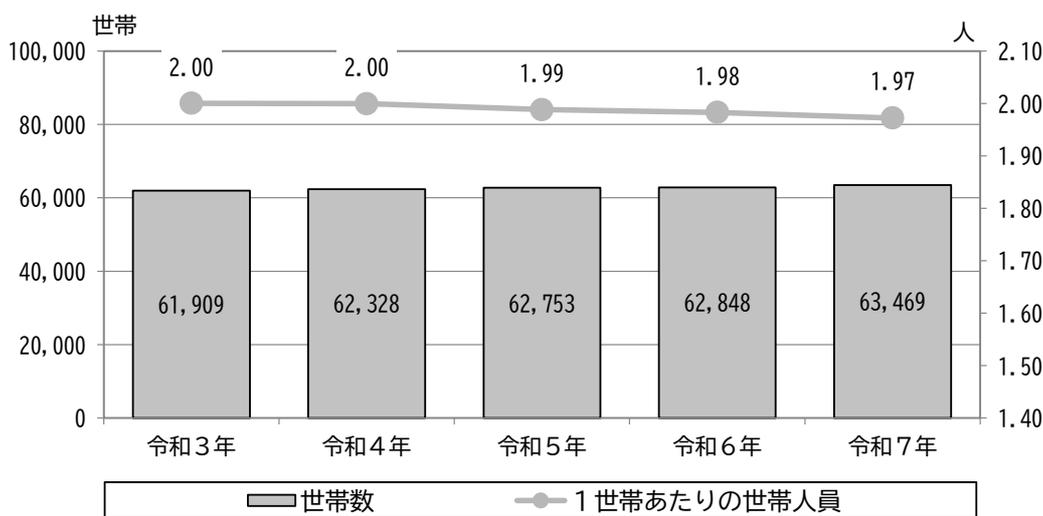


資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

(3) 世帯の推移

世帯数は緩やかな増加傾向にあり、令和7年（2025年）時点で63,469世帯となっています。一方、1世帯あたりの世帯人員は令和5年（2023年）以降2人を下回っており、令和7年（2025年）時点で1.97人となっています。

図表2-4 世帯数及び1世帯あたりの世帯人員の推移

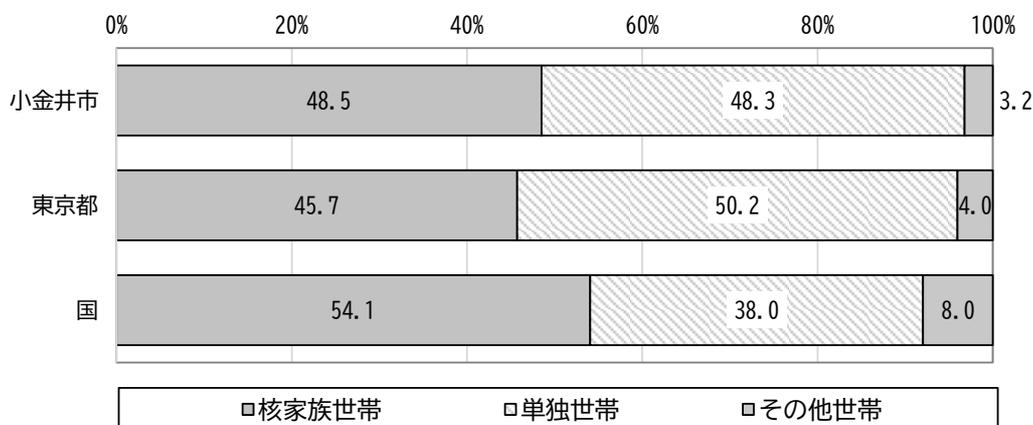


資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

(4) 家族類型の状況

家族類型の状況を見ると、核家族世帯と単独世帯がそれぞれ5割近くを占めています。単独世帯の割合は東京都と比較して大きな差異はないものの、国と比較すると10.3ポイント高くなっています。

図表2-5 家族類型の状況（国・都比較）

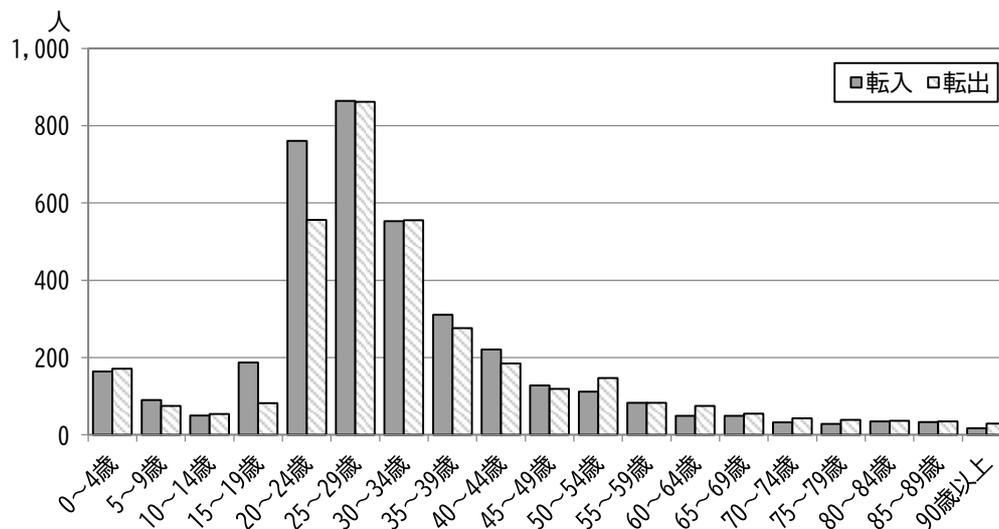


資料：国勢調査（令和2年）

(5) 転入・転出の状況

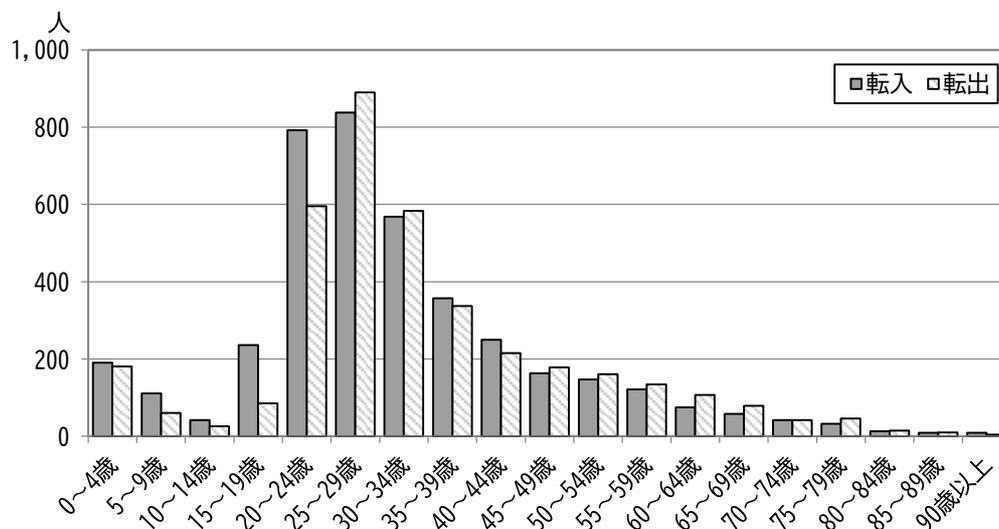
令和6年（2024年）の転入・転出状況をみると、男女ともに20歳代の転入数が多く、特に20～24歳は転入が転出を上回る転入増となっています。同様に15～19歳も転入増となっています。25歳以降は、転入と転出がほぼ同数となっています。

図表2-6 転入・転出の状況（女性）



資料：住民基本台帳人口移動報告（令和6年）

図表2-7 転入・転出の状況（男性）

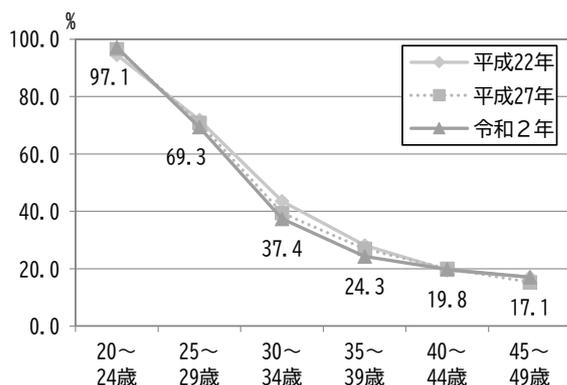


資料：住民基本台帳人口移動報告（令和6年）

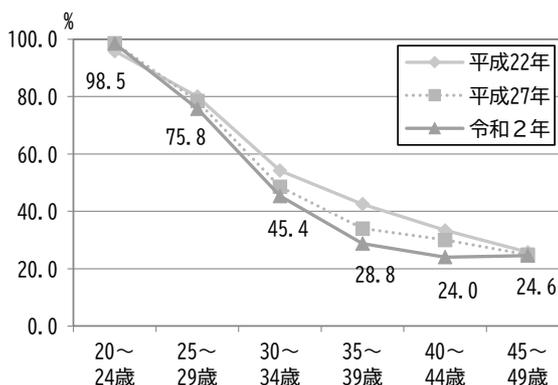
(6) 未婚率の推移

5歳階級別の未婚率をみると、男性はすべての区分で令和2年(2020年)が平成27年(2015年)よりも低く、女性は25～44歳で令和2年(2020年)が平成27年(2015年)よりも低くなっています。

図表2-8 未婚率の推移(女性)



図表2-9 未婚率の推移(男性)



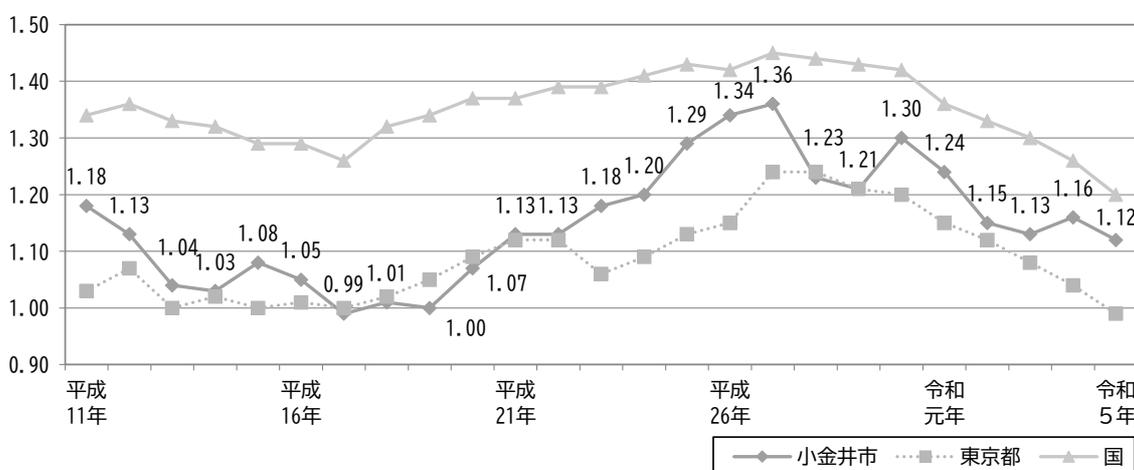
※数値は令和2年のみ。

資料：国勢調査

(7) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、増減を繰り返しつつ、平成27年(2015年)までは増加傾向でしたが、平成28年(2016年)、平成29年(2017年)に一旦減少し、東京都の数値に近づきました。平成30年(2018年)に再び増加したものの、その後国・都と同様に減少に転じ、令和5年(2023年)は1.12となっています。

図表2-10 合計特殊出生率の推移(国・都比較)



※数値は本市のみ。

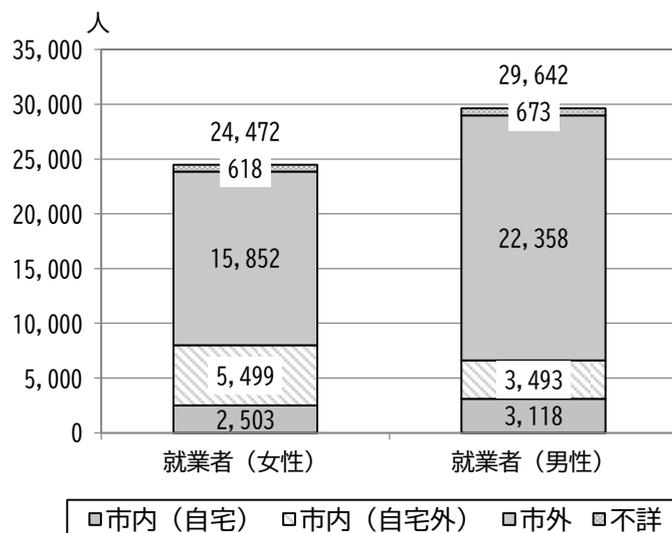
資料：国—人口動態統計(厚生労働省)

東京都、小金井市—人口動態統計(東京都保健医療局)

(8) 就業の状況

就業者の状況を見ると、令和2年(2020年)の女性就業者は24,472人、男性就業者は29,642人となっています。男女ともに市外で就業している人が多くなっています。

図表2-11 就業者の状況



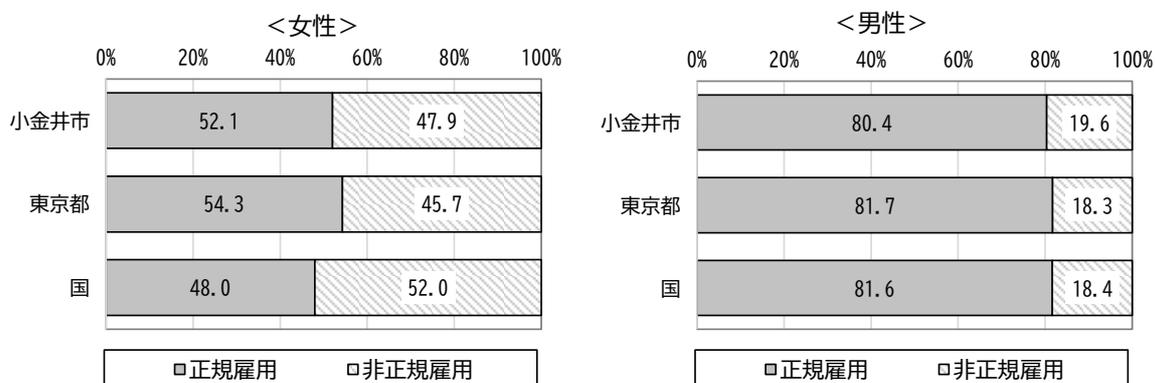
資料：国勢調査（令和2年）

(9) 雇用の状況

雇用者の従業上の地位を見ると、小金井市の女性は正規雇用が52.1%、非正規雇用が47.9%となっており、正規雇用の割合は国より高く、東京都より低くなっています。

男性はいずれも正規雇用が80%を超え、国・東京都と同様の傾向となっています。

図表2-12 従業上の地位の状況（国・都比較）



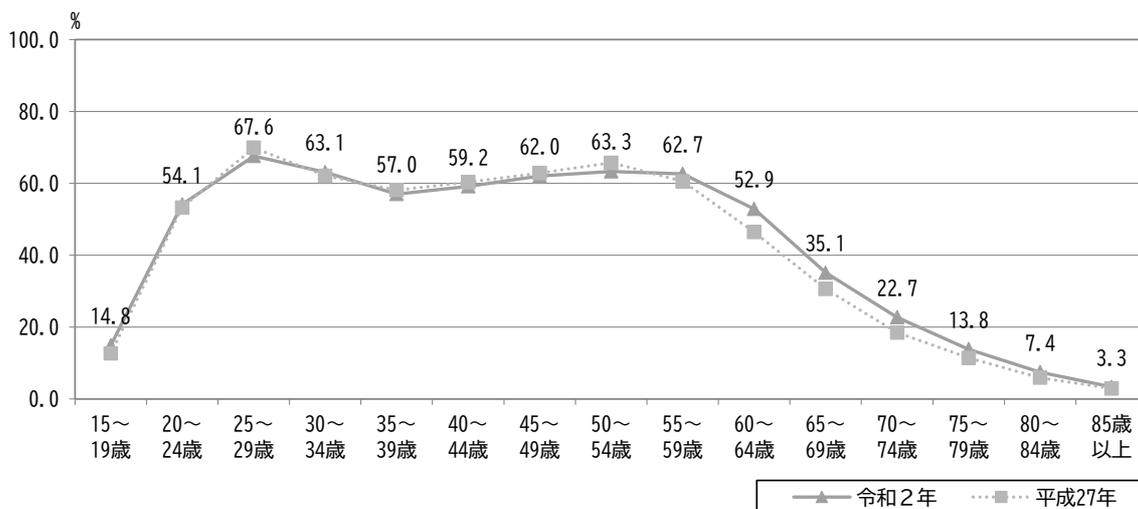
資料：国勢調査（令和2年）

(10) 労働力率の状況

女性の5歳階級別の労働力率をみると、25～29歳、35～54歳で令和2年（2020年）は平成27年（2015年）よりも低くなっています。

国・都と比較すると、小金井市では東京都と同様に25～29歳が最も高く、その後30歳代で減少するM字カーブを描こうとしますが、国と比較して、M字の谷が深く40歳代以降の上昇が少ないという特徴がみられます。

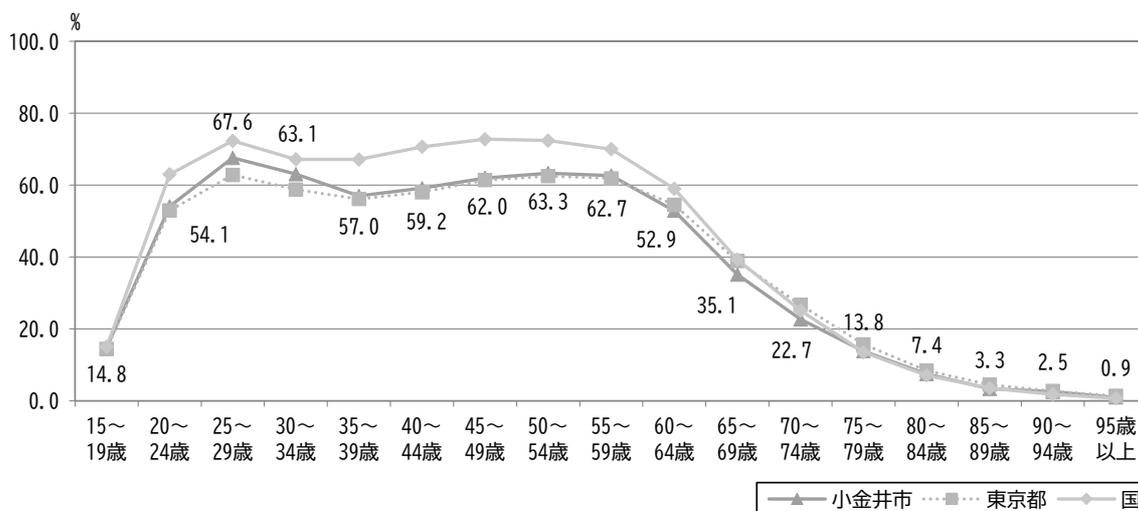
図表2-13 女性の年齢5歳階級別労働力率の推移



※数値は令和2年のみ。

資料：国勢調査

図表2-14 女性の年齢5歳階級別労働力率の状況（国・都比較）



※数値は本市のみ。

資料：国勢調査（令和2年）

2

第6次男女共同参画行動計画期間の取組と課題

第6次男女共同参画行動計画期間における、令和3年度から令和6年度の推進状況調査から重点施策等の進捗状況を、第6次計画の目標ごとにまとめました。

基本目標Ⅰ 人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる

【重点施策】

◆人権・男女平等に関する講演会等の開催

- ◇ 人権に関する講演会、男女共同参画シンポジウムや公募市民の企画・運営により「こがねいパレット」を開催しました。
- ◇ 各種講演会への参加や啓発資料等の配布を通して男女共同参画の意識啓発を実施しました。

◆若い世代への啓発・教育の推進

- ◇ 市内小・中学校の児童・生徒に対し、人権教育プログラムを活用した、暴力の未然防止の意識づくりを推進しました。
- ◇ 「知っておきたいデートDV（リーフレット）」を市ホームページへ掲載し、デートDV及び相談先について周知を行うとともに、デートDVの防止、早期発見のための意識づくりの啓発を推進しました。
- ◇ 二十歳を祝う会においても、DV相談等の案内を配布しました。

【アンケート調査結果より】

◆小金井市のこれまでの施策・取組の認知状況

- ◇ 市民意識調査において、こがねいパレットの認知度は24.8%と第6次計画策定時(22.5%)から大きな変化は見られません。情報誌「かたらい」の認知度は12.9%(前回15.1%)と依然として低いことがうかがえます。また、第6次計画自体の認知度も13.0%(前回12.9%)にとどまっています。
- ◇ 相談事業の認知度も、女性総合相談が15.5%(前回15.3%)、不平等や差別に対する苦情・相談窓口が25.5%(前回20.9%)と低いことがうかがえます。

◆DVの認知度

- ◇ [①平手で打つ]、[⑥相手の意に反して性的な行為を強要したり避妊に協力しない]、[⑦なぐるふりをしておどす]、[⑧「誰のおかげで生活できるんだ」「かいしょうなし」などと侮辱的なことを言う]で、「どんな場合でも暴力にあたると思う」が8割を超えています。一方、「暴力にあたる場合も、そうでない場合もあると思う」については、[②大声でどなる]で4割台、[③外出などを制限する][⑤何を言っても無視する][④生活費を十分に渡さない]で2割台となっています。

◆DV被害の相談有無、相談先

- ◇ DV被害の相談は、全体で「相談したかったが、相談しなかった」が11.5%（前回8.6%）、「相談しようと思わなかった」が55.6%（前回45.0%）と、“相談しなかった”割合が67.1%（前回53.6%）と高く、第6次計画策定時と比較して13.5ポイント高くなっています。相談した人の相談先として、第6次計画策定時同様「友人・知人」が60.3%（前回64.6%）、「親族」が42.9%（前回45.8%）と高いものの、女性で「同じような経験をした同性」が16.3%（前回5.1%）で11.2ポイント増加、「家庭裁判所、弁護士、警察」が18.4%（前回12.8%）で5.6ポイント増加となっています。

◆小中学生の性別による無意識の思い込み

- ◇ 小中学生アンケートにおいて、「男の子／女の子だからと思うことがある」割合が小学生で50.3%、中学生で60.7%、「性別で向いている仕事と向いていない仕事があると思う」割合が小学生で56.0%、中学生で71.5%と、性別による思い込みがあることがうかがえます。
- ◇ 特に、兄弟姉妹・友達、先生、親（保護者）、祖父母・親戚など周りの大人などの誰から「男の子／女の子だから」と言われた経験がある人ほど、性別による思い込みがある割合が高い傾向にあります。

【まとめ・今後の課題】

- ◇ 本市においては、人権・男女平等の推進に向けて、様々な事業を実施しているものの事業自体や計画に対する市民の認知度は低く、本市の男女共同参画に関する取組が十分に伝わっていない状況がうかがえることから、引き続き認知度の向上に努めることが重要です。
- ◇ 暴力行為の内容によってはDVであると認識していない割合も高く、改めてDVなどのあらゆる暴力は犯罪であり、人権侵害であるという認識を広く市民に浸透させ、これを許さない社会意識の醸成と未然に防ぐ環境づくりに努めることが重要です。
- ◇ 年齢を重ねるにつれ、周囲からの影響を数多く受けることで、「性別による無意識の思い込み」を抱いてしまうことが考えられるため、幼少期から「無意識の思い込み」について知ることが重要です。

基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす

【重点施策】

◆男性の家事・育児・介護への参画促進

- ◇ 出産、育児に関する両親学級やエンジェル教室、カルガモ教室において父親が参加しやすい環境を整えたことで、父親の参加者数が増加しています。
- ◇ 父親と子ども、父親同士の交流を図る各種事業を開催し、父親の育児参加と交流機会の提供に努めています。
- ◇ 要介護者を介護している家族等に対し、相談支援や負担軽減等を目的とした家族介護教室等について、男性介護者も参加しやすいテーマ設定を行いました。

◆一人ひとりが働きやすい職場づくりの促進

- ◇ 市報、市ホームページにおいてワーク・ライフ・バランス推進の記事を掲載するとともに、男女共同参画週間、男女共同参画シンポジウム、「こがねいパレット」等の機会を利用し、普及啓発資料を配布しました。
- ◇ 多様な働き方の普及・啓発に向けて、パンフレットによる情報提供や就職支援サイト「こがねい仕事ネット」による求人情報の提供、しごとセンター多摩との共催による就職イベント、東小金井事業創造センターでの起業相談・各種セミナー等を行いました。

【アンケート調査結果より】

◆1日あたりの家事・子育てに携わる時間

- ◇ 市民意識調査において、第6次計画策定時と比較して男性の家事や子育てに携わる時間が増加していることがうかがえるものの、依然として共働きであっても男性に比べて女性の家事に携わる時間が長い傾向にあります。

◆育児や介護と仕事の両立を推進するために必要なこと

- ◇ 育児や介護と仕事の両立を推進するためには、男性にとっても女性にとっても、「短時間勤務やテレワークなど、柔軟な働き方を整備する」、「職場や上司の理解・協力」、「育児・介護休業制度を利用しても不利にならない人事評価を行う」、「保育・介護の施設やサービスを充実する」ことが必要であることがうかがえます。

◆男性の家事・育児の参加について

- ◇ 男性の家事・育児参加へのイメージは、「男性も家事・育児を行うのがあたりまえだと思う」が74.5%（女性：76.3%、男性：72.6%）と最も高くなっています。第6次計画策定時は女性が67.5%（8.8ポイント増加）、男性が67.9%（4.7ポイント増加）となっており、男女ともにそう考える傾向が高まっています。

◆ 育児休業・介護休業の利用意向について

- ◇ 育児休業の利用意向は、「利用したい」で女性（74.9%）が男性（60.8%）より14.1ポイント高くなっています。第6次計画策定時と比較して、男性の「利用したい」が41.3%（19.5ポイント増加）と、男性の育児休業の取得意向の高まりがうかがえます。
- ◇ 介護休業の利用意向は、「利用したい」で女性（72.8%）が男性（64.8%）より8.0ポイント高くなっています。第6次計画策定時と比較して、男性の「利用したい」が48.2%（16.6ポイント増加）と、男性の介護休業の取得意向の高まりがうかがえます。

◆ 小中学生の家事・育児に対する性別による無意識の思い込み

- ◇ 小中学生アンケートにおいて、家事の得意・不得意では“女性の方が得意”と思う割合が小学生で36.9%、中学生で37.4%、育児の得意・不得意では“女性の方が得意”と思う割合が小学生で37.6%、中学生で41.2%と、女性の方が家事・育児が得意だという思い込みがあることがうかがえます。
- ◇ 特に、兄弟姉妹・友達、先生、親（保護者）、祖父母・親戚など周りの大人などの誰かから「男の子/女の子だから」と言われた経験がある人ほど、女性の方が家事・育児が得意だという思い込みがある割合が高い傾向にあります。

【まとめ・今後の課題】

- ◇ ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、事業所等の協力を得ながら、一人ひとりのライフスタイルに合った多様な働き方を進めることが重要です。
- ◇ 男性の家事や子育てに携わる時間の増加や育児休業、介護休業の取得意向の高まりがうかがえます。事業所や関係機関等の連携・協力を得ながら、男女がともに無理なく仕事と家庭、育児・介護に参画することができる環境づくりが重要です。
- ◇ 子どもたちの性別に対する意識は日常の様々な場面から影響を受け形成されるため、周りの大人が自身の「性別による無意識の思い込み」に気づき、家庭での役割分担を見直すなど、言動に留意することが重要です。

基本目標Ⅲ 男女共同参画を積極的に推進する

【重点施策】

◆男女の市政参画の促進

- ◇ 多様な視点からの施策推進に向けて、女性の施策決定過程への参画を推進するため、審議会等の女性委員登用状況調査を実施し、全庁的に女性委員の登用促進について要請してきました。その結果、令和7年（2025年）時点の女性の登用比率は37.6%と、着実に増加しています。その一方で、専門的な分野における男女比率の隔たりの影響を受け、女性登用率が0%の審議会等が依然としてある状況です。
- ◇ 防災・防犯分野では、男女双方の意見を反映することができるよう、審議会運営を行いました。

◆市職員や教職員の男女平等に向けた環境整備

- ◇ 指導的立場への女性の参画の促進に向けて、市女性職員を対象とした女性キャリア支援研修を実施しています。また、令和3年度より男性管理監督職のための女性キャリア支援研修を実施し、男性職員の理解や関わり、職場風土づくりを推進しています。
- ◇ 次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づき、「小金井市特定事業主行動計画」を策定し、男性職員育児休業取得率50%を目標に掲げるなど、男女ともに働きやすい職場づくりに取り組んだ結果、令和6年度の男性育児休業取得率が76.9%と、目標を上回っています。

【アンケート調査結果より】

◆審議会等の女性委員比率について

- ◇ 審議会等の女性委員比率については、男女ともに「適任であれば性別を問わなくてもよい」が女性47.4%、男性45.8%と最も高いものの、第6次計画策定時よりも、「積極的に女性委員を増やした方がよい」が女性で5.3ポイント、男性で5.1ポイント高くなっています。

◆各分野の男女平等観について

- ◇ 様々な場において男女が平等になっていると思うかについては、〔④政治の場〕で「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた《男性優遇》では79.1%（前回79.9%）と約8割を占めています。

【まとめ・今後の課題】

- ◇ 引き続き、審議会等の女性参画率目標達成に向けて、定期的に状況把握を行うとともに、全庁的に女性委員の登用促進について要請することが必要です。
- ◇ 本市において、性別に偏らない男女双方の多様な意見が活かされるよう、男女平等の視点に立った職員配置を行うとともに、男女ともに働きやすい職場づくりに取り組むことが重要です。

◎小金井市における市民参加による推進事業

こがねいパレット

昭和52年(1977年)に、女性市民が女性の地位向上に関する課題や福祉の実情を話し合い、市の施策反映につなげることを目的とした「福祉を語る婦人のつどい」が開催され、その後10年を経て、さらに広い輪へ発展していくこととなります。昭和62年(1987年)には「福祉を語る婦人のつどい」が市の施策と合体し、「こがねい女性フォーラム」として開催され、以降、男女の様々な観点で市民の実行委員による企画・運営により行ってきました。21世紀を迎え、「女性問題」から「男女共同参画」へと視点がシフトし、平成13年(2001年)に名称を「こがねいパレット」と改める中で、より一層、男女共同参画を地域に浸透させるための役割を担うことが期待されています。

情報誌「かたらい」

女性問題を様々な角度から取り上げ、広く市民が関心を持ち理解を深めていけるよう、昭和63年(1988年)に市の情報誌として「かたらい」を創刊しました。また、平成12年(2000年)には、男女平等施策へのさらなる市民活力の注入を図るため、市民編集委員制度を導入し、市民と一緒に企画・編集するなど、市民との協働による男女共同参画推進のための体制づくりを進めています。

多摩3市男女共同参画推進共同研究会

小金井市、国立市、狛江市が共同研究を通じて連携を図り、男女共同参画社会を実現し、地域の活性化と発展につながる取組を行うことを目的に、平成25年度から平成29年度の5年間、補助金を活用しながら各年度研究テーマを設定し研究活動を行いました。また、平成30年度から令和2年度の3年間、各市で公募した市民サポーターとともにワーク・ライフ・バランスについて、社会状況や各世代による考え方の違いなどについて講演会や座談会等を通して学び、各市が今後の啓発活動に活かすことができる内容を成果としてまとめ、本研究会の活動は終了しました。

「聞き書き集 小金井の女性たち」編纂への支援

本市の男女平等の取組は、市民参加によって進められてきた長い歴史があり、その背景には様々な分野で活躍する女性たちの姿がありました。そうした女性たちの活動を地域女性史として残すことを目的に、市民グループ「こがねい女性ネットワーク」が「小金井女性史を作る会」を組織、平成15年（2003年）に『聞き書き集 小金井の女性たち—時代をつなぐ—』、平成18年（2006年）に『聞き書き集 小金井の女性たち—時代を歩む—』を編纂・発行し、市はその活動を支援し、国内外の主要図書館で所蔵・公開されました。

また、自主製作のDVD「写真でたどる小金井の女性たち」は、令和3年（2021年）に『聞き書き集』2冊に加えて市立小中学校図書館「郷土コーナー」に配架され、副教材としての役割を期待されています。加えて、市内音訳グループの手でテープ録音からデジタルCDに刷新された録音図書「聞き書き集」は、視覚障がい者、学習障がい者など多様な受け取り手に届けられ、本市の男女共同参画の歩みが記録される貴重な財産となっています。

市民組織の変遷(婦人問題懇談会～男女平等推進審議会)

本市ではこれまで、多くの市民組織が、本市の男女平等及び男女共同参画を推し進めるための活動を展開してきました。昭和59年（1984年）には、幅広い女性の声を市の施策に反映させるため、市内の女性団体や一般市民を中心とした「婦人問題懇談会」を設置、「婦人行動計画」を策定しています。またその翌年には、行動計画の推進を図る組織として「婦人問題会議」を設置しました。平成7年（1995年）、「婦人行動計画」の終了に伴い策定された第2次行動計画を円滑かつ効率的に推進すべく、「男女共同参画研究会」を発足、平成8年（1996年）には「男女平等都市宣言」に関する審議を進め、その成文化に至りました。その後、第3次行動計画策定時の平成13年（2001年）に設置された「(仮称)第3次小金井市行動計画策定委員会」において、平成15年（2003年）の「小金井市男女平等基本条例」制定に向けた審議・整備が行われ、現在は同条例第5章に基づき「男女平等推進審議会」が組織されています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする 男女共同参画の実現をめざして

本市がめざすべき男女共同参画社会は、「すべての個人が互いにその人権を尊重し、認め合い支え合いながら、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができ、また、一人ひとりが輝いて生きることができる社会」です。

第6次男女共同参画行動計画では、「人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする男女共同参画の実現をめざして」を理念に掲げ、「人権尊重」と「ワーク・ライフ・バランス」の二つを重要なテーマとして様々な取組を進めてきました。

一つめのテーマは「人権尊重」です。暴力のない社会、さらには、女性、男性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、性的少数者等、あらゆる人々の多様性を認め合い、自らの意思によりその個性と能力を発揮する機会が保証されること、人が人として尊重され、健康を享受し、共に参画することができる社会は、男女共同参画社会の実現の基本となるものです。

また、本計画策定にあたり実施した小中学生アンケートにおいて、子どもの頃から「性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」を持っている状況が明らかになりました。男女共同参画社会の実現に向けては、このような意識を変えていくことも重要です。

二つめのテーマは「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」です。少子高齢化、人口減少社会の中で今後も持続可能な社会を築いていくための重要な課題となっています。多様な働き方を普及し、テレワークの導入による在宅勤務を活用した働き方なども増加している一方で、家事、子育てや介護等が女性へ集中し多重負担となりやすい状況があります。地域や職場で活躍する女性を増やしていくためには、男性の家事・育児等への参画を促す取組として、長時間労働の改善や育児介護休業制度等への理解を進めていくことは、固定的な性別役割分担意識の解消を図る男女共同参画社会の実現に向けて欠かせないものです。

個人も、家庭も、地域社会も、この「人権尊重」と「ワーク・ライフ・バランス」に留意しながら、その実現を支える啓発・支援・環境整備等の仕組みをさらに充実し、新しいライフスタイルを創っていくを通し、意識と実態が伴った男女共同参画社会を形成していくことが必要です。

これらの点を踏まえ、本計画の基本理念は、これまでの計画に引き続き「人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする男女共同参画の実現をめざして」と定めます。

2

基本目標

本計画の基本理念を具体的に推進していくため、基本目標を以下のとおり定めます。

基本目標

I

人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる

人権と多様性が尊重される社会づくりに向け、ジェンダー平等意識の醸成を図り、固定的性別役割分担意識や性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消、多様な性のあり方や性にとらわれない多様な生き方への理解を促進し、一人ひとりがその個性と能力を発揮することができるよう支援を進めます。

また、「小金井市配偶者暴力対策基本計画」に対応した配偶者等からの暴力（DV、デートDVなど）の未然防止と、被害者の安全確保や自立に向けた支援の一体的な推進を図るとともに、ストーカー行為やセクシュアル・ハラスメント、性犯罪・性暴力、虐待等を含めた男女共同参画社会の実現を阻む暴力を根絶するための取組を進めます。

さらに、「小金井市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」に基づき、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）等が安心して生活を送ることができる環境を整備します。

基本目標

II

ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす

男女がともに、家庭生活、仕事、地域活動等、あらゆる分野にバランスよく参画し、一人ひとりがその能力を十分に発揮し、自分らしい生き方に対して主体的な選択を可能とする生活環境の整備を図ります。

また、「小金井市女性活躍推進計画」に対応した女性が活躍していくための支援や男性中心の労働慣行の変革に向けた意識改革、仕事と家庭の両立を支える保育や介護サービス基盤の充実に取り組みます。

基本目標

III

男女共同参画を積極的に推進する

市民と行政が共に連携し責任を分かち合いながら、それぞれの立場で男女共同参画を理解することで、多角的な視点からの問題提起や、様々な人の立場を考慮した政策等の立案・実施が可能となることから、市民参加と協働のもとに男女共同参画を推進します。

また、市内事業所のモデルとなるよう、引き続き、小金井市特定事業主行動計画に基づき、庁内職員の男女共同参画及び働きやすい環境づくりを推進します。

3 計画の体系

基本目標	主要課題		
<p>基本目標Ⅰ</p> <p>人権が尊重され、 多様性を認め合う 社会をつくる</p>		<p>1 人権尊重・ジェンダー平等意識の普及・浸透</p>	
		<p>2 男女共同参画を推進する教育・学習の推進</p>	
	<p>配偶者暴力対策 基本計画</p>	<p>困難な問題を抱える女性への支援に 関する基本計画</p>	<p>3 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援</p>
			<p>4 ストーカー行為やハラスメント、性犯罪・性暴力等への適切な対応と対策</p>
			<p>5 生涯を通じた心と身体健康支援</p>
			<p>6 様々な困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備</p>
<p>基本目標Ⅱ</p> <p>ワーク・ライフ・バ ランスの実現した 暮らしをめざす</p>	<p>女性活躍推進計画</p>	<p>1 家庭における男女共同参画の推進</p>	
		<p>2 働く場における男女共同参画の推進</p>	
		<p>3 女性の活躍と多様な働き方への支援</p>	
<p>基本目標Ⅲ</p> <p>男女共同参画を 積極的に推進する</p>		<p>4 市民がともに参画する地域づくりや市民活動の促進</p>	
		<p>1 政策・方針決定過程への男女の参画</p>	
		<p>2 市民参加・協働による男女共同参画の推進</p> <p>3 推進体制の充実・強化</p>	

施策の方向	施策
(1) 人権・男女平等の意識改革の推進	①人権・男女平等に関する広報・啓発活動の推進 【重点】 ②人権・男女平等に関する講演会等の開催
(2) 男女共同参画の基盤となる人権の尊重	①メディア・刊行物等への配慮 ②人権尊重における相談対応の充実 ③多文化共生のまちづくり
(3) 多様性への理解の推進	①性の多様性への理解促進
(1) 教育の場における男女平等教育の推進	①幼少期や学校教育における男女平等教育・学習の推進
(2) 生涯を通じた男女平等教育の推進	①家庭における教育・学習の推進 ②地域・社会における教育・学習の推進
(1) 配偶者等からの暴力の未然防止の意識づくり	①DVの防止に向けた情報提供や啓発、早期発見 ②若い世代への啓発・教育の推進
(2) 被害者支援の推進	①安全確保と自立支援の実施
(3) 相談・連携体制の整備・充実	①相談体制の整備・強化 ②虐待等の防止対策・支援等の充実
(1) ストーカー行為やセクシュアル・ハラスメント、性犯罪・性暴力等への対策の推進	①ストーカー行為やセクシュアル・ハラスメント等の防止対策・支援等の充実
(1) 女性のライフステージに応じた健康づくり	①母子保健事業等の推進
(2) 性差や年代に応じた心と体の健康づくり	①健康づくりの推進 ②健康と性に関する学習・啓発の充実
(1) 各家庭の状況等に応じた支援	①支援が必要な家庭への各種サポート
(2) 自立した生活への支援	①各種相談支援の実施【重点】
(1) 育児支援体制の整備	①地域での子育て支援体制の充実
(2) 男性の家庭・地域活動への参画促進	①男性の家事・育児・介護への参画促進 ②男性の地域活動への参画促進
(3) 介護等への支援体制の整備	①高齢者・障がい者等への社会的支援の充実
(1) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に向けた環境づくり	①一人ひとりが働きやすい職場づくりの促進【重点】
(2) 働く場における男女平等の推進	①雇用の場における男女共同参画
(1) 女性の就労に関する支援	①女性の就業支援・起業支援 ②農業・自営業等における男女共同参画の推進
(1) 地域づくり活動における男女共同参画の推進	①地域活動団体等の活動促進 ②地域における女性のエンパワーメントの拡大
(1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	①男女の市政参画の促進【重点】
(1) 市民参加・協働による事業展開	①市民や地域団体との協働 ②参画を促す環境づくり
(1) 庁内の男女平等の推進	①市職員や教職員の男女平等に向けた環境整備【重点】
(2) 計画の推進体制の強化	①計画推進体制の整備

第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ 人権が尊重され、 多様性を認め合う社会をつくる

主要課題1 人権尊重・ジェンダー平等意識の普及・浸透

人権が尊重され、多様性を認め合うジェンダー平等社会をつくるためには、人権を尊重する意識の向上と、性別による役割分担意識や性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消を進め、一人ひとりの意識と行動を切り替えていくための取組が重要です。また、情報化社会が進むなか、人権を侵害するメディア等への対策を進めることも必要となります。

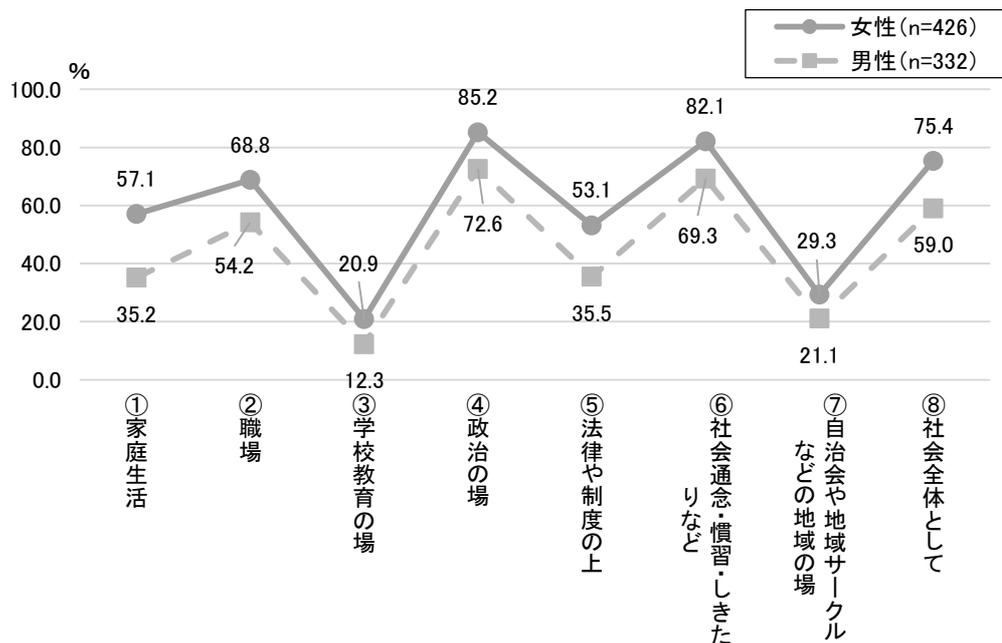
本市ではこれまで、人権に関する講演会、男女共同参画シンポジウムや、市民参画による情報誌「かたらい」の発行及び「こがねいパレット」の開催等を進めることで、人権・男女平等に関する情報提供や広報・啓発活動を広く行ってきました。

しかし、令和6年（2024年）に実施した市民意識調査の結果をみると、「社会通念・慣習・しきたりなど」や「政治の場」における「男性優遇」は、全体で7割以上、「職場」「社会全体」においても6割以上と高く、依然として男性優遇社会であると感じている市民が多いことが分かります。いずれの項目も女性が男性と比較して10ポイント以上高くなっており、男女間で意識に差があることが見られます（図表4-1）。

また、こがねいパレットの認知度は前回調査から大きな変化は見られません。さらに、情報誌「かたらい」や第6次計画自体の認知度も1割台にとどまっており、必要な情報が十分に市民に届いていないことがうかがえます（図表4-2）。

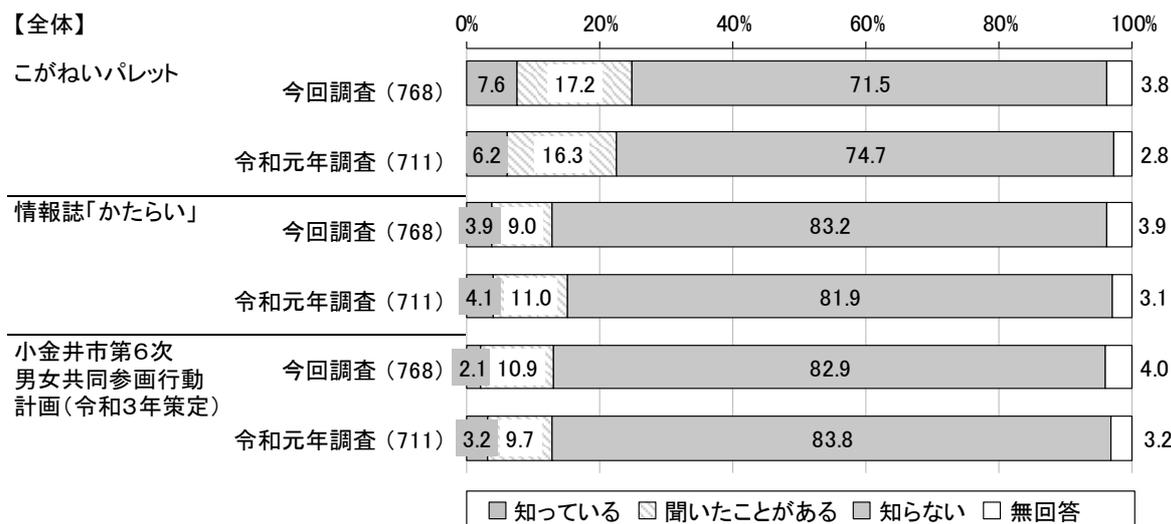
こうした状況をふまえ、今後も市民一人ひとりに人権尊重・ジェンダー平等意識が浸透するよう、情報媒体や取組自体の認知度の向上を図るとともに、様々な媒体や機会を通じて、普及・啓発活動に取り組むことが必要です。

図表4-1 各分野における《男性優遇》の割合（市民意識調査）



※上記各項目の場における男女平等観を5段階評価（「男性の方が優遇されている」、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」、「男女平等」、「どちらかといえば女性の方が優遇されている」、「女性の方が優遇されている」）で質問。《男性優遇》は「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計。

図表4-2 小金井市のこれまでの施策・取組の認知状況（市民意識調査）



施策の方向（1）人権・男女平等の意識改革の推進

人権・男女平等の意識改革やジェンダーバイアスの解消を進めるため、講演会や広報媒体等の啓発活動により市民へ働きかけを行います。また、市民の自発的な活動を促進するための情報提供を行い、正しい理解を広める広報・啓発活動を展開します。

施策① 人権・男女平等に関する広報・啓発活動の推進【重点】

No	事業名	事業内容		
1	人権に関する啓発資料の作成・活用	人権尊重の意識の浸透と定着を図るため、人権に関する啓発資料等を作成・活用します。		
		具体的な事業		担当課
		・人権啓発物品の作成・配布	広報秘書課	
		・「小金井市子どもの権利に関する条例」リーフレットの作成・配布	児童青少年課	
2	男女平等に関する啓発資料の作成・活用	男女平等都市宣言・男女平等基本条例、ジェンダーバイアスの解消など、男女共同参画に関する理解促進を図るため、各種啓発資料を作成・活用します。		
		具体的な事業		担当課
		・ジェンダーバイアス解消に向けた普及啓発用冊子の作成・活用【新規】	企画政策課	
		・二十歳を祝う会での啓発資料の配布	企画政策課	
		・男女共同参画シンポジウム等での男女平等基本条例等の周知	企画政策課	
3	人権・男女平等に関する図書・資料の収集と活用	人権・男女平等に関する図書や関係資料の収集に努めます。また、収集した図書や関係資料の貸し出し・閲覧など活用を図るとともに、広く周知を行います。		
		具体的な事業		担当課
		・女性談話室における各種資料の配架	企画政策課	
		・男女共同参画週間に合わせた図書館におけるテーマ図書の展示等	図書館	
4	情報誌「かたらい」、「こがねいパレット」記録集の発行・周知	市民編集委員の参加による男女共同参画情報誌「かたらい」や「こがねいパレット」記録集を発行し、市施設等で配布し広く周知します。		
		具体的な事業		担当課
		・情報誌「かたらい」、「こがねいパレット」記録集の発行・周知	企画政策課	

施策② 人権・男女平等に関する講演会等の開催

No	事業名	事業内容	
5	人権に関するイベントの開催	人権尊重の意識の浸透と定着を図るため、様々な人権をテーマにイベントを開催します。	
		具体的な事業	
		・人権に関するイベントの開催	広報秘書課
6	男女共同参画シンポジウムの開催	男女共同参画シンポジウムを開催し、男女共同参画の意識啓発を行います。	
		具体的な事業	
		・男女共同参画シンポジウムの開催	企画政策課
7	「こがねいパレット」の開催	男女がともにいきいきと暮らせる社会をめざし、市民実行委員の企画・運営による男女共同参画推進事業「こがねいパレット」を開催します。	
		具体的な事業	
		・「こがねいパレット」の開催	企画政策課

施策の方向（2）男女共同参画の基盤となる人権の尊重

性別にかかわらず、子どもの頃から一人ひとりの人権と尊厳が守られるよう、メディア・リテラシーの普及啓発や情報モラル教育を推進します。あわせて、人権尊重に関する相談体制の充実に努めます。また、国際理解教育や国際交流を通じて、互いの文化と人権を尊重し合える多文化共生のまちづくりに取り組みます。

施策① メディア・刊行物等への配慮

No	事業名	事業内容	
8	メディア・リテラシーに関する普及・啓発	市報などを通じて広く市民にメディア・リテラシーに関する啓発を行い、人権尊重と性差別防止、固定的な役割分担意識の解消を図ります。	
		具体的な事業	
		・市民向け普及・啓発の実施	企画政策課

■ 小金井市第7次男女共同参画行動計画

No	事業名	事業内容	
9	情報モラル教育の充実	学習指導要領に基づき、児童・生徒に対して、男女平等の視点を盛り込んだ情報モラル教育を実施します。 また、学校教育において、発達段階に応じたメディア・リテラシーを身に付け、他者の人権に配慮した情報発信を行えるようにします。	
		具体的な事業	
		・情報モラル教育の充実	指導室
		・児童・生徒向け普及・啓発の実施	指導室
10	表現ガイドラインの周知と活用	「男女共同参画の視点からの表現の手引き」を周知するとともに、市が発行する刊行物等での適切な表現を使用することを促します。	
		具体的な事業	
		・市ホームページにおける手引きの周知	企画政策課
		・職員研修等庁内における手引きの周知	企画政策課
		・差別や偏見を助長しない表現や男女バランスに配慮した市報等の発行	広報秘書課

施策② 人権尊重における相談対応の充実

No	事業名	事業内容	
11	男女平等に関する苦情・相談の受付	男女平等に関する苦情処理窓口の設置により、男女平等を阻害する苦情、相談に対応します。	
		具体的な事業	
		・男女平等に関する苦情・相談の受付	企画政策課
12	人権侵害等に対する相談の実施	性による差別を含む人権侵害を始め、市民の相談を幅広く受け付け、人権問題の解決等に努めます。 また、子どもの権利侵害に関する相談・救済に取り組みます。	
		具体的な事業	
		・人権・身の上相談	広報秘書課
		・女性総合相談	企画政策課
		・子どもオンブズパーソン【新規】	児童青少年課

施策③ 多文化共生のまちづくり

No	事業名	事業内容	
13	平和に関するイベントの開催	非核平和映画会や平和の日記念行事等を開催します。様々な視点から市民により広く啓発していくことで、平和意識の高揚を図ります。	
		具体的な事業	担当課
		・平和に関するイベントの開催	広報秘書課
14	国際理解教育の推進	市内小・中学校において、留学生や地域に住む多様な文化や習慣を持つ外国人との交流活動を実施します。	
		具体的な事業	担当課
		・国際理解教育の推進	指導室
15	在住外国人との交流の推進	多文化共生社会への理解を深めるため、外国籍市民との各種国際交流事業や公民館を活用した学びにおける国際交流事業を実施します。	
		具体的な事業	担当課
		・日本語スピーチコンテスト、うどん打ち体験会等	コミュニティ文化課
		・生活日本語教室、国際理解講座等	公民館

施策の方向（3）多様性への理解の促進

多様な性自認や性的指向など、性の多様性に関する正しい理解の促進に向け、パートナーシップ宣誓制度の運用、周知に努めるとともに、性の多様性に関する情報提供や研修会等を実施します。

施策① 性の多様性への理解促進

No	事業名	事業内容	
16	パートナーシップ宣誓制度の運用と周知	パートナーシップ関係にある市民に対し宣誓書受領カード等を発行する制度を運用します。 また、広く市民に対し周知を行います。	
		具体的な事業	担当課
		・パートナーシップ宣誓制度の運用と周知	企画政策課
17	性の多様性に関する研修会等の実施	性の多様性の理解と支援の促進のため、市民や職員を対象にした研修会等を実施します。	
		具体的な事業	担当課
		・市民向け性の多様性への理解促進講座	企画政策課
		・職員向け人権研修	職員課

■ 小金井市第7次男女共同参画行動計画

No	事業名	事業内容		
18	性の多様性に関する情報提供の実施	性の多様性の理解と支援を促進するため、情報提供を行います。		
		具体的な事業		担当課
		・性の多様性への理解促進パネル展の実施【新規】	企画政策課	
		・性の多様性リーフレットの作成・配布【新規】	企画政策課	

主要課題2 男女共同参画を推進する教育・学習の推進

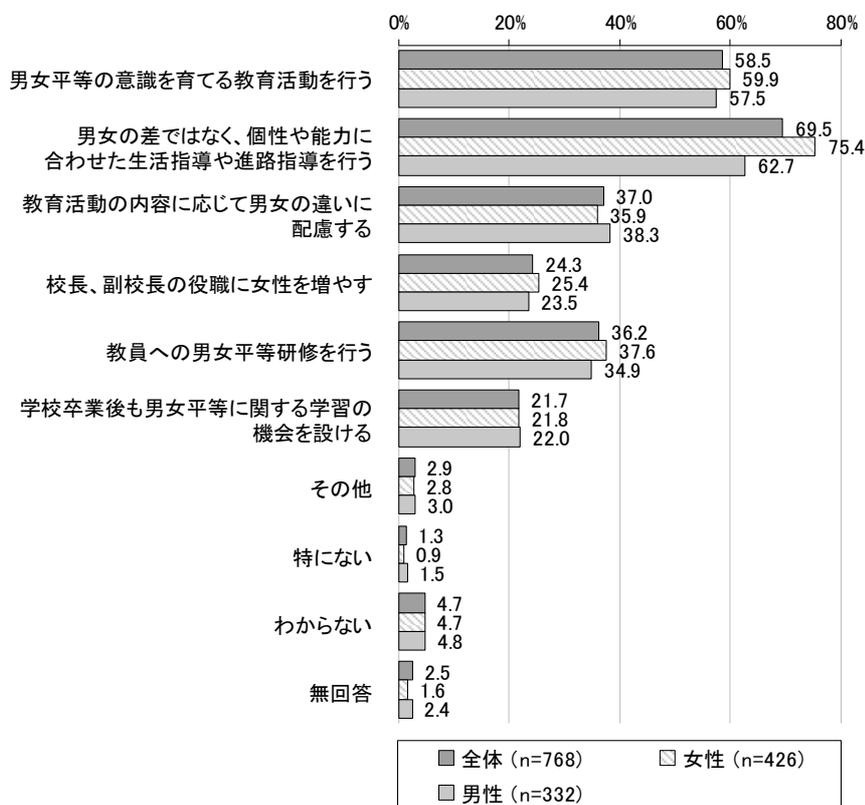
男女共同参画社会の実現には、性別や年齢にかかわらず、一人ひとりがその意義を正しく理解し、必要性を認識することが重要です。そのために大きな役割を果たすのが、教育や学習の機会です。

令和6年（2024年）に実施された市民意識調査では、学校教育の場で男女平等を進めるために特に重要だと思うこととして、「男女の差ではなく、個性や能力に応じた生活指導や進路指導を行うこと」や「男女平等の意識を育てる教育活動を行うこと」が多く挙げられました（図表4-3）。

また、小中学生を対象としたアンケートでは、「男の子/女の子だから」と思うことがあると回答した割合が、小学生で約5割、中学生で約6割にのぼり、「性別によって向いている仕事・向いていない仕事がある」と考える割合も、小学生で5割半ば、中学生では7割を超えています。特に、「男の子/女の子だから」と誰かに言われた経験のある人ほど、自身もそのように強く思う傾向が見られました（図表4-4～4-7）。

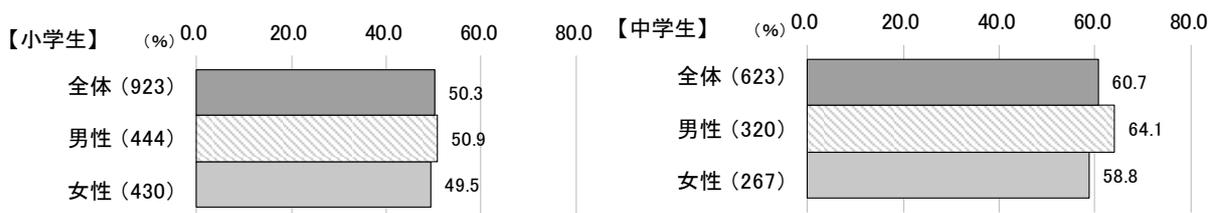
このように、幼少期や学齢期は身近な環境の影響を受けやすいため、学校・家庭・地域における教育や学習の場では、男女共同参画の視点を取り入れることが求められます。さらに、学校卒業後も、それぞれのライフステージや社会の変化に応じて、男女共同参画に関する学びの機会を継続的に提供していくことが重要です。

図表4-3 男女平等を進めるために学校教育の場で重要なこと（市民意識調査）

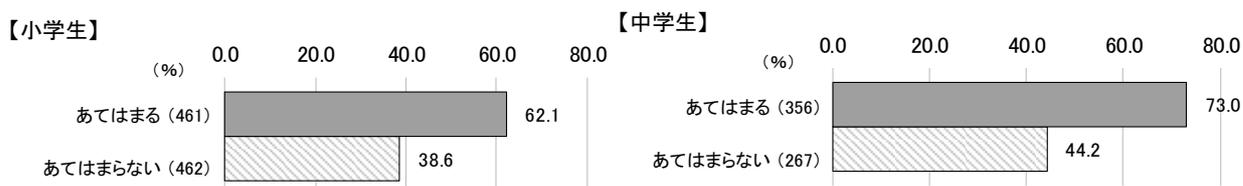


■ 小金井市第7次男女共同参画行動計画

図表4-4 「男の子だから」「女の子だから」と思うことがある（小中学生アンケート）



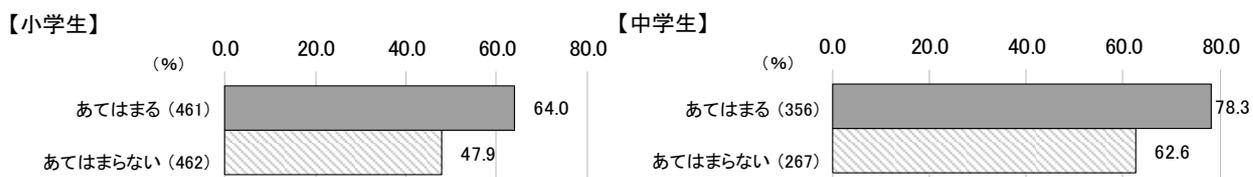
図表4-5 「男の子/女の子だから」と言われた経験別の「男の子だから」「女の子だから」と思うことがある割合（小中学生アンケート）



図表4-6 （将来の仕事について）性別で向いている仕事と向いていない仕事があると思う（小中学生アンケート）



図表4-7 「男の子/女の子だから」と言われた経験別の性別で向いている仕事と向いていない仕事があると思うことがある割合（小中学生アンケート）



施策の方向（1）教育の場における男女平等教育の推進

児童・生徒の成長段階に応じて、男女平等の意識を育む教育と、自分や他者を思いやる人権教育を推進します。子どもが固定的な性別役割分担意識や性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）にとられることなく、自分らしい生き方を主体的に選択できるよう支援します。また、子どもの育ちや教育に関わる人を対象に、理解促進のための研修を実施します。

施策① 幼少期や学校教育における男女平等教育・学習の推進

No	事業名	事業内容	
19	保育・教育関係者に対する研修の充実	保育園及び市立小・中学校に勤務する職員を含めた市職員や教職員を対象に、人権、男女平等・男女共同参画に関する研修を実施します。	
		具体的な事業	担当課
		・職員研修の実施	職員課
20	男女平等の視点に立った学校教育の推進	小・中学校における学校活動の中で、男女平等の趣旨を踏まえた人権教育等を推進します。	
		具体的な事業	担当課
		・人権教育プログラムを活用した男女平等の視点を含む人権教育	指導室
		・職場体験学習における男女平等の視点に立ったキャリア教育	指導室

施策の方向（2）生涯を通じた男女平等教育の推進

子どもの育ちに関わる保護者に対して、男女平等や人権、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）への正しい理解を促す啓発に取り組みます。また、人生100年時代を見据え、誰もが生涯にわたり男女共同参画への理解を深め、男女平等意識に基づいた行動を実践できるよう、家庭や地域に向けた学習機会の充実を図ります。

施策① 家庭における教育・学習の推進

No	事業名	事業内容		
21	両親学級の充実	妊娠、出産、育児に関する知識の普及、地域の友だちづくりへの支援として、妊婦とそのパートナーを対象とした両親学級を開催します。		
		具体的な事業		担当課
		・平日コース及び土曜日コースの実施	こども家庭センター	
22	エンジェル教室・カルガモ教室の開催	父親と母親の育児上の不安の解消・軽減を目的として、育児知識・育児情報の提供、親子で友だちづくりへの支援を主眼としたエンジェル教室・カルガモ教室を開催します。		
		具体的な事業		担当課
		・エンジェル教室・カルガモ教室の開催	こども家庭センター	
23	家庭教育学級の開催	保護者と子どもがともに学習するための場として、市立小中学校のPTA連合会に運営を委託して、家庭教育学級を実施します。		
		具体的な事業		担当課
		・家庭教育学級の開催	生涯学習課	

施策② 地域・社会における教育・学習の推進

No	事業名	事業内容		
24	人権尊重・男女平等の視点を踏まえた各種講座の実施	地域において、人権尊重・男女平等の視点を踏まえた様々な講座や学習機会を提供します。		
		具体的な事業		担当課
		・人権尊重・男女平等の視点を踏まえた講座の実施	公民館	
25	男女共同参画に関する講座等の開催支援	市民や市内を中心に活動している団体が、企画・主催する男女共同参画に関する学習会や講座の開催を支援します。		
		具体的な事業		担当課
		・市職員派遣による出前講座	生涯学習課	
		・市民がつくる自主講座（男女共同参画部門）の開催	公民館	

主要課題3 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援（小金井市配偶者暴力対策基本計画）（小金井市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画）

配偶者等からの暴力は、被害者の心身を深く傷つけ、その後の人生にも深刻な影響を及ぼすものであり、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。しかしながら、こうした暴力は、家庭内など親密な関係性の中で起こることが多く、周囲が気づきにくいいため、被害が潜在化・深刻化しやすい傾向があります。

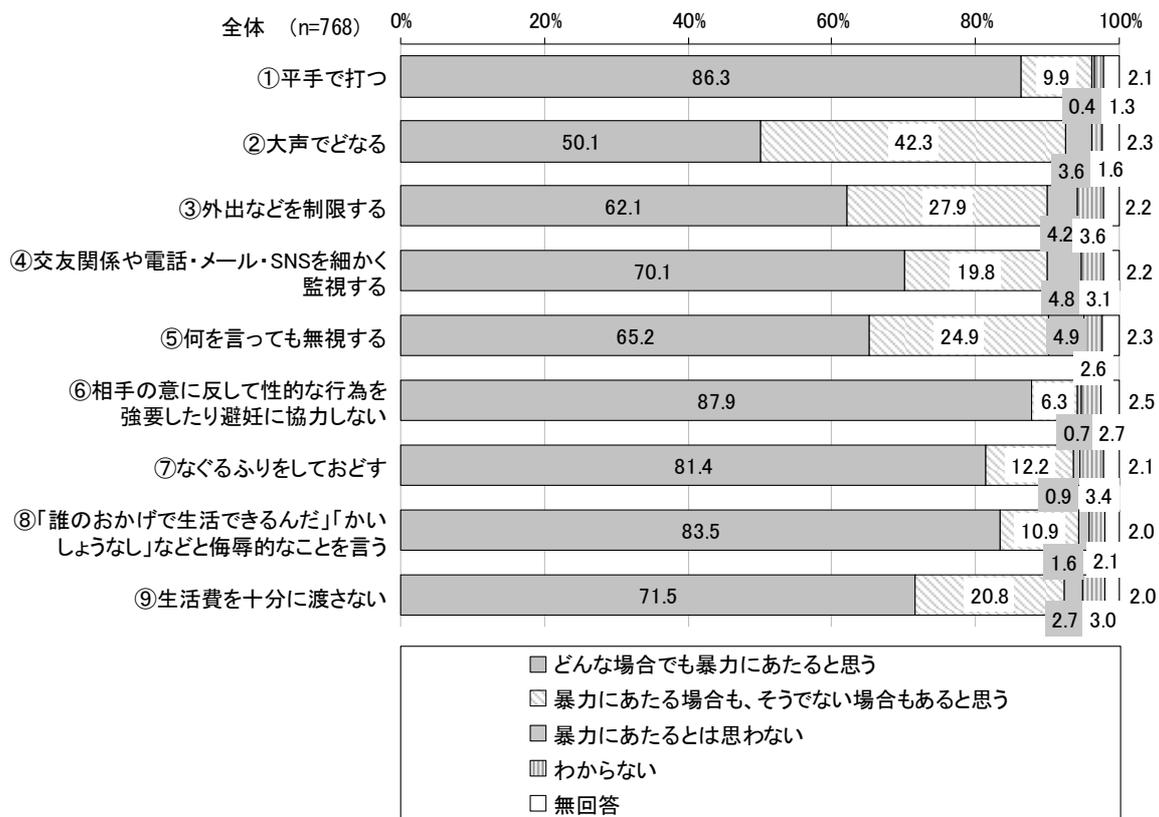
また、子どもの見ている前で夫婦の間で暴力を振るうこと（面前DV）は子どもへの心理的虐待にあたるとともに、DV被害を受けている人は、加害者に対する恐怖心などから、子どもに対する暴力を制止することができなくなる場合があります。このように、DVと児童虐待が密接に関連していることを踏まえた取組も重要となります。

本市では、配偶者や生活の本拠を共にする交際相手等からの暴力の未然防止や、被害者支援の強化に取り組んできました。また、学校や地域においては、さまざまな媒体や機会を活用した啓発活動を通じて早期発見のための意識づくりを行うとともに、命の大切さや他者を思いやる心を育む教育による未然防止にも力を入れています。

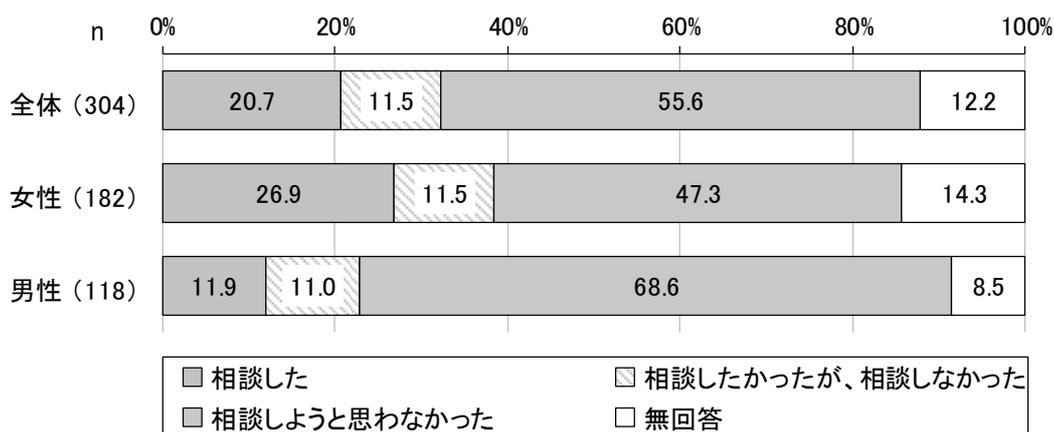
令和6年（2024年）に実施した市民意識調査の結果では、暴力行為の内容によっては配偶者等からの暴力に該当すると認識していない割合が高く、あらためて、配偶者等からの暴力を含むあらゆる暴力は犯罪であり、人権侵害であるという認識を広く市民に浸透させることが求められます（図表4-8）。あわせて、暴力を許さない社会意識の醸成と、未然に防ぐ環境づくりが重要です。また、配偶者等からの暴力を受けた際に「相談しなかった」と回答した割合が7割弱と高く、相談への心理的・社会的ハードルの高さがうかがえます（図表4-9）。

こうした状況を踏まえ、暴力の根絶に向けて、あらゆる暴力の防止に向けた啓発を進めるとともに、被害者が安心して相談できる体制や、安全を確保する保護体制の充実を図る必要があります。さらに、関係機関との連携を強化し、被害者が早期に支援を受けられる仕組みづくりも重要です。

図表4 - 8 DVの認知度（市民意識調査）



図表4 - 9 DV被害の相談有無（市民意識調査）



施策の方向（１）配偶者等からの暴力の未然防止の意識づくり

配偶者等からの暴力やデートDVは重大な人権侵害であり、決して許されるものではないという意識が市民に広く浸透するよう、広報・啓発活動を継続します。あわせて、あらゆる暴力の未然防止と早期発見に向けて、体制の強化と関係機関との連携に努めます。

施策① DVの防止に向けた情報提供や啓発、早期発見

No	事業名	事業内容		
26	DVの防止に向けた啓発と情報提供	DV相談カードの配布や市報・市ホームページ、刊行物などによるDVの防止に向けた啓発と相談窓口に関する情報提供を行います。		
		具体的な事業		担当課
		・DV相談カードの配布	企画政策課	
		・「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせたパネル展の実施	企画政策課	
27	医療機関・関係機関への情報提供の充実	医療機関等に通報義務について周知するとともに、DV相談カード等を配布し、相談窓口の周知・情報提供を行います。		
		具体的な事業		担当課
		・医療機関・関係機関への情報提供の実施	企画政策課	
28	様々な機会を通じたDVの早期発見	訪問・相談事業など様々な機会を捉え、迅速に対処できるよう、要保護児童対策地域協議会など関係機関と連携した早期発見・情報提供に努めます。		
		具体的な事業		担当課
		・こども家庭センター総合相談の実施	こども家庭センター	
		・要保護児童対策地域協議会の開催	こども家庭センター	
		・福祉総合相談の実施	地域福祉課	

施策② 若い世代への啓発・教育の推進

No	事業名	事業内容		
29	小中学校での人権教育の推進	市内小・中学校において、人権教育プログラム及び子どもの権利に関する条例を活用し、暴力の未然防止の意識づくりを推進します。		
		具体的な事業		担当課
		・人権教育プログラムの実施	指導室	
30	デートDV防止対策の充実	デートDVの防止に向けた啓発と相談窓口に関する情報提供を行います。また、若年層に向けた啓発強化に努めます。		
		具体的な事業		担当課
		・「知っておきたいデートDV」（リーフレット）のホームページによる啓発	企画政策課	
		・二十歳を祝う会におけるDV相談等の案内配布	企画政策課	

施策の方向（2）被害者支援の推進

被害者の安全確保を最優先に行うとともに、自立や生活再建に向けて、生活・就労・経済面での支援を行います。あわせて、子どもを含む家庭への心理的ケアにも配慮し、庁内外の関係機関と連携を強化することで、切れ目のない支援体制の構築に努めます。

施策① 安全確保と自立支援の実施

No	事業名	事業内容		
31	被害者等に関する個人情報保護の支援	DV被害者からの申出により、住民基本台帳の閲覧制限など支援措置を実施し、関係機関、庁内関係各課と連携した個人情報保護の支援をします。		
		具体的な事業		担当課
		・被害者等に関する個人情報保護の支援	企画政策課	
32	被害者の安全確保	庁内関係各課及び警察等関係機関と連携し安全確保に努め、また被害者の自立支援を推進します。		
		具体的な事業		担当課
		・関係機関との情報交換会の開催	企画政策課	
		・緊急一時保護宿泊費等助成制度の実施	企画政策課	

No	事業名	事業内容	
33	生活の再建に向けた支援と情報提供	DV被害者の生活再建に向け、関係機関、庁内関係各課と連携した各種相談支援や必要な情報提供に努めます。	
		具体的な事業	担当課
		・生活の再建に向けた支援と情報提供	企画政策課 地域福祉課 子育て支援課 こども家庭センター
34	要保護児童の保育・就学等の支援	DV被害者が養育する子どもの保育や就学等について、児童相談所、こども家庭センター、教育相談所等の関係機関と連携し、支援を行います。	
		具体的な事業	担当課
		・要保護児童対策地域協議会の開催【再掲】	こども家庭センター
		・保育に関する支援	保育課
	・就学等に関する支援	学務課 指導室	

施策の方向（3）相談・連携体制の整備・充実

相談機能の整備・充実や窓口情報の周知を進めるとともに、被害者の状況や背景を丁寧に理解し、適切な対応ができるよう努めます。あわせて、相談員の相談対応能力の向上に努めるなど、相談機能の強化と関係機関との連携体制の充実を図り、切れ目のない支援につなげます。

施策① 相談体制の整備・強化

No	事業名	事業内容	
35	女性総合相談の活用	女性が生活の中で直面している様々な悩みを相談できる場として、女性総合相談を実施します。また、民間支援組織等の情報収集に努め、相談を通じ必要に応じた情報提供を行います。	
		具体的な事業	担当課
		・女性総合相談【再掲】	企画政策課
36	男性に対する相談支援窓口に関する情報提供	市報・市ホームページや刊行物等を通じて、男性に対する相談支援窓口に関する情報提供を行います。	
		具体的な事業	担当課
		・男性に対する相談支援窓口に関する情報提供の実施	企画政策課

■ 小金井市第7次男女共同参画行動計画

No	事業名	事業内容	
37	相談対応能力の向上	関係機関による研修会等へ参加し、DVに関する動向を把握するなど職員の相談対応能力の向上に努めます。 また、研修への参加を通じて、女性相談支援員等の関係職員が専門性の向上を図り、被害者等に対し適切な対応をとることができるよう努めます。	
		具体的な事業	
		・DVに関する研修会等への参加	企画政策課 関係各課
38	庁内及び関係機関との情報共有・連携の強化	関係各課における情報共有や、状況に応じた関係機関との情報共有など、連携強化に努めます。	
		具体的な事業	
		・関係機関との情報交換会の開催【再掲】	企画政策課

施策② 虐待等の防止対策・支援等の充実

No	事業名	事業内容	
39	児童・高齢者・障がい者等に対する虐待防止対策の推進	児童・高齢者・障がい者等に対する虐待防止と早期発見、被害者保護に向け、関係機関のネットワークを基に適切な支援を実施します。	
		具体的な事業	
		・虐待防止、権利擁護に関する啓発	こども家庭センター 介護福祉課 自立生活支援課
		・要保護児童対策地域協議会の開催【再掲】	こども家庭センター
		・障害者虐待防止センターの運営	自立生活支援課

主要課題4 ストーカー行為やハラスメント、性犯罪・性暴力等への適切な対応と対策（小金井市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画）

ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪・性暴力などの行為は、DV（ドメスティック・バイオレンス）と並び、男女共同参画社会の形成を阻む重大な要因です。これらの行為は、家庭・学校・地域・職場など、日常生活の様々な場面で発生する可能性があり、誰もが被害者となる恐れがあります。社会的に決して許されるものではなく、その防止と被害者支援に向けた取組が強く求められます。

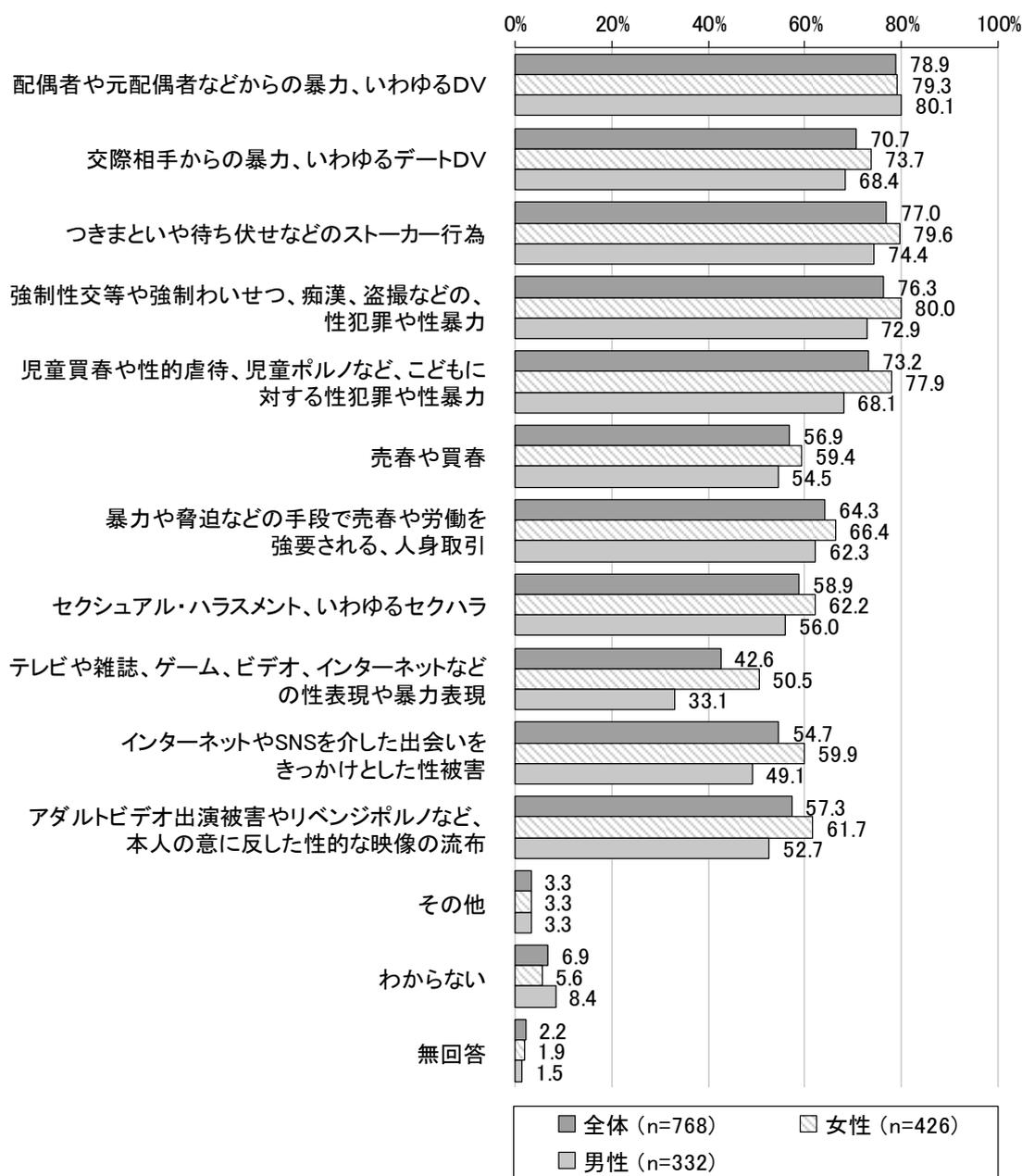
近年では、スマートフォンの普及やインターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、「リベンジポルノ」など、個人の尊厳を著しく傷つける暴力的な行為も深刻な問題となっています。

令和6年（2024年）に実施した市民意識調査の結果によると、女性に対する暴力の根絶を図るために対策が必要な問題として、DVに続き、ストーカー行為や性犯罪・性暴力との回答が多く、市民にとっても関心の高い問題となっています（図表4-10）。

国では、令和5年（2023年）の刑法改正等により性犯罪に対処するための刑事法が整備されたほか、「性的姿態撮影等処罰法」が成立し、「リベンジポルノ」などへの対策が講じられています。

家庭・学校・地域・職場など、あらゆる生活の場において、市民一人ひとりの安心と安全が守られるよう、ストーカー行為や各種ハラスメント、性犯罪・性暴力等の行為に対して、引き続き適切な対応と支援体制の整備が重要です。

図表4-10 女性に対する暴力根絶のために対策が必要なこと（市民意識調査）



施策の方向(1) ストーカー行為やセクシュアル・ハラスメント、性犯罪・性暴力等への対策の推進

セクシュアル・ハラスメントを始めとする各種ハラスメントやストーカー行為、性犯罪・性暴力等の防止に向けて、意識啓発と相談窓口の整備・充実を進めます。

施策① ストーカー行為やセクシュアル・ハラスメント等の防止対策・支援等の充実

No	事業名	事業内容		
40	被害者等に関する個人情報保護の支援	ストーカー被害者からの申出により、住民基本台帳の閲覧制限など支援措置を実施し、関係機関、庁内関係各課と連携した個人情報保護の支援をします。		
		具体的な事業		担当課
		・被害者等に関する個人情報保護の支援【再掲】	企画政策課	
		・住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置の実施【再掲】	市民課	
41	セクシュアル・ハラスメント等の防止の推進	セクシャル・ハラスメントをはじめとする各種ハラスメントの防止について啓発するとともに、相談先等の周知に努めます。		
		具体的な事業		担当課
		・男女平等に関する苦情処理窓口の設置、女性総合相談の実施	企画政策課	
		・市ホームページ等による関係法令等の周知	企画政策課	
		・国のハラスメント撲滅月間に合わせた啓発の実施【新規】	企画政策課	
		・人権110番の周知	広報秘書課	
		・庁内におけるハラスメント防止に対する啓発及び研修の実施【新規】	職員課	
		・小中学校教職員に対する服務事故研修の実施【新規】	指導室	
42	若年層への性犯罪・性暴力等への対策の推進	国の「若年層の性暴力被害予防月間」や小中学校での「生命(いのち)の安全教育」を通じて、若年層の様々な性暴力被害について予防啓発や相談先の周知、被害を受けた際の対応方法などの啓発を行います。		
		具体的な事業		担当課
		・若年層の性暴力被害予防月間での啓発の実施【新規】	企画政策課	
		・「生命(いのち)の安全教育」の実施【新規】	指導室	

主要課題5 生涯を通じた心と身体健康支援（小金井市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画）

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しながら、思いやりをもって共に生きていくことは、男女共同参画社会の形成に不可欠です。特に女性は、妊娠や出産をはじめ、生涯を通じて男性とは異なる身体的・健康的な課題に直面することがあります。こうした女性特有の健康課題に対する支援を進めるとともに、女性自身の自己決定が尊重され、的確な自己管理が行えるよう支援することが重要です。「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」は、こうした視点に基づく概念であり、女性だけではなく社会全体で理解を深めることが求められます。

また、生涯を通じて心身の健康を維持することは、自立した生活を営む上で欠かせない要素であり、市民共通の願いでもあります。市民一人ひとりが健康で安全な暮らしを続けられるよう、それぞれのライフステージに応じた健康管理と健康づくりを支援していく必要があります。

さらに、うつ病をはじめとする心の健康の問題や、経済的・生活上の困難が背景にある自殺の増加などの課題についても、引き続き支援を行うとともに、相談支援体制のさらなる強化を図ることが求められます。

施策の方向（1）女性のライフステージに応じた健康づくり

妊娠・出産期の女性に対する母性保護と母子保健の充実を図るとともに、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）への理解を深めるための情報提供に努めます。

施策① 母子保健事業等の推進

No	事業名	事業内容	
43	各種健（検）診、保健指導等の充実	妊婦に対し母子健康手帳を交付し、母子の健康保持と増進を図ることを目的に、各種健康診査・検診、相談及び保健指導を実施します。	
		具体的な事業	担当課
		・妊婦健康診査	こども家庭センター
44	母性の健康管理の情報提供	妊娠届を提出した妊婦に対し、就労している妊婦のためのリーフレットの配布等を行います。	
		具体的な事業	担当課
		・就労している妊婦のためのリーフレットの配布	こども家庭センター
45	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関する情報提供	妊娠・出産について女性自身が自己決定し、健康を享受することができるよう、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関する情報提供に努めます。	
		具体的な事業	担当課
		・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関する情報提供の実施	企画政策課

施策の方向（2）性差や年代に応じた心と体の健康づくり

すべての人が生涯にわたり、健康で安定した生活を送れるよう、各年代に応じた心身の健康づくりを支援します。あわせて、健康や性に関する啓発と学習の機会を提供し、誰もが自分らしく生きられる環境づくりを進めます。

施策① 健康づくりの推進

No	事業名	事業内容		
46	各種健（検）診等の実施	生活習慣病を中心とした疾病の予防・早期発見・改善に向け、ライフステージや性差に応じた各種健（検）診等を実施します。		
		具体的な事業		担当課
		・特定健診、特定保健指導	保険年金課	
		・集団健康診査	健康課	
		・各種がん検診（子宮頸がん検診、乳がん検診等）	健康課	
47	健康相談等の実施	健康保持・推進、健康意識の向上に向け、健康相談会や健康講演会を開催します。		
		具体的な事業		担当課
		・健康相談会や健康講演会の開催	健康課	
48	健康手帳の交付	各種健（検）診受診時などに、40歳以上の市民を対象に自らの健康管理に役立つ「健康手帳」を交付します。		
		具体的な事業		担当課
		・「健康手帳」の交付	健康課	
49	自殺予防に向けた取組の推進	メンタルヘルスや悩み相談など、自殺予防に向けた取組を推進します。		
		具体的な事業		担当課
		・メンタルチェックシステムの活用	健康課	
		・ゲートキーパー養成研修	健康課	
		・相談先の周知	健康課	

施策② 健康と性に関する学習・啓発の充実

No	事業名	事業内容		
50	エイズ対策普及・啓発	エイズに関する正しい知識の普及及び感染予防の啓発に向け、パンフレット・ポスター等の掲示、保健所が実施するエイズキャンペーンへの協力を行います。		
		具体的な事業		担当課
		・エイズに関するパンフレット・ポスター等の掲示	健康課	
51	性的な発達への適応などの健康安全教育	学習指導要領における飲酒・喫煙・薬物の問題や発達段階に応じた性に関する指導などについて共通理解を図りながら指導します。		
		具体的な事業		担当課
		・「生命（いのち）の安全教育」の実施【再掲】	指導室	
		・性に関する授業の実施	指導室	

主要課題6 様々な困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備 (小金井市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本 計画)

晩婚化・未婚化、高齢者人口の増加など、社会状況の変化に伴い、単身世帯やひとり親世帯が増加しています。特に女性については、出産・育児等による就業の中断や非正規雇用の多さなどを背景に、貧困など生活上の困難に陥りやすい状況が指摘されています。

ひとり親家庭では、仕事・家事・子育ての負担に加え、経済的な負担も大きく、子育ても仕事も一人で抱え、不安定な就労形態を余儀なくされるケースが多くなっています。

貧困等生活上の困難に直面する女性は、自ら支援を求めることが難しいことや、暴力による被害等が背景にある場合があることにも留意し、令和6年(2024年)年4月に施行された困難女性支援法によって整備が進められている相談支援体制等により、必要な支援につなげていくことが必要です。

これらの状況を踏まえ、男女共同参画の視点に立ち、様々な困難を抱える女性等に対して、困難な状況が固定化・連鎖しないよう、きめ細かな支援を行うことが重要です。すべての人が安心して暮らせる環境を整備するとともに、地域社会の一員として心豊かな生活を実現できるよう、支援を必要とする人が安心して相談でき、必要な支援につながる体制づくりを引き続き推進していくことが求められます。

施策の方向（1）各家庭の状況等に応じた支援

生活の自立と安定を支えるため、生活・就労・養育などに課題を抱える家庭に対して、それぞれのニーズに応じた支援を提供します。

施策① 支援が必要な家庭への各種サポート

No	事業名	事業内容	
52	援助を必要とする家庭への子育て支援事業の充実	援助の必要な子育て家庭に、専門員による訪問相談や訪問支援員を派遣するなど、支援を行います。	
		具体的な事業	担当課
		・育児支援ヘルパーの派遣、養育支援訪問事業の実施	こども家庭センター
53	ひとり親家庭へのホームヘルプサービスの推進	日常生活を営むのに著しく支障がある家庭に対して、一定の期間ホームヘルパーを派遣し必要な家事や育児支援のサービスを提供します。	
		具体的な事業	担当課
		・ひとり親家庭等ホームヘルプサービス事業の実施	子育て支援課

施策の方向（2）自立した生活への支援

ひとり親家庭をはじめ、様々な困難や複合的な課題を抱える家庭が地域で自立し、安心して暮らせるよう、各種相談支援を実施するとともに、相談機関の周知を進めます。あわせて、関係機関との連携を強化し、相談支援体制の充実を図ることで、切れ目のない支援の提供に努めます。

施策① 各種相談支援の実施【重点】

No	事業名	事業内容	
54	困難な問題を抱える女性への支援体制の検討	児童福祉、ひとり親福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護その他多岐にわたる分野で支援に携わる関係部署と連携し、複合的な問題を抱えた女性を支援するための支援調整会議の設置と運用方法を検討します。	
		具体的な事業	担当課
		・困難な問題を抱える女性への支援体制の検討【新規】	企画政策課 地域福祉課 子育て支援課
		・関係職員の研修参加【新規】	関係各課

■ 小金井市第7次男女共同参画行動計画

No	事業名	事業内容	
55	生活困窮者自立相談支援事業の実施	福祉総合相談窓口において、生活困窮者の複合的な課題に対応する相談、支援計画の策定、具体的な支援サービスの提供等を行います。	
		具体的な事業	担当課
		・生活困窮者自立相談支援事業の実施	地域福祉課
56	「女性総合相談」の充実	女性が生活を営む中で直面している様々な悩みについて、気軽に相談できる場として女性総合相談を実施し、必要に応じた情報提供や保育に対応するなど充実に努めます。	
		具体的な事業	担当課
		・女性総合相談【再掲】	企画政策課
57	ひとり親家庭及び女性の相談支援の充実	様々な問題を抱えたひとり親家庭及び女性の相談に応じ、相談者のニーズにあわせた社会的自立を支援します。	
		具体的な事業	担当課
		・ひとり親家庭及び女性の相談支援の充実	子育て支援課
58	庁内の相談体制の充実と相談機関の連携	人権侵害を始め、幅広い分野で各種専門相談を行い、市民の相談を受け付けます。また、必要に応じて相談機関を案内します。	
		具体的な事業	担当課
		・各種専門相談の実施	広報秘書課
59	総合的で複雑な課題に関する相談の受付	福祉総合相談窓口において、年齢や障がいの有無などにかかわらず、全ての市民を対象に、総合的で複雑な課題の解決に向けた支援を行います。	
		具体的な事業	担当課
		・福祉総合相談窓口	地域福祉課

基本目標Ⅱ

ワーク・ライフ・バランスの実現した

暮らしをめざす

主要課題1 家庭における男女共同参画の推進

男女がともに、仕事・子育て・介護・地域活動などにおいて、自らの望むバランスを実現し、充実した生活を送るためには、家庭や地域における支援環境の整備が欠かせません。

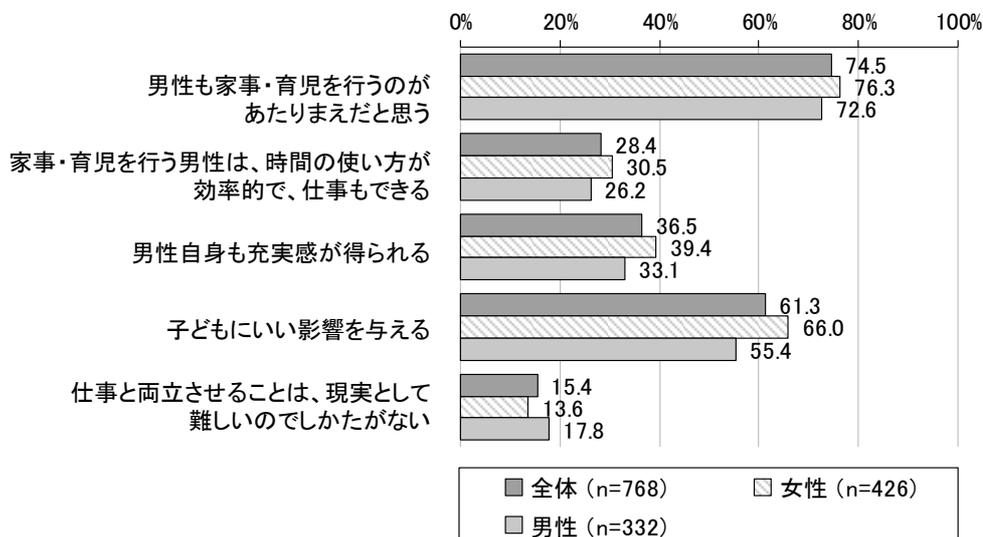
女性の就業率の高まりやライフスタイル・世帯構造の変化が進む一方で、依然として固定的な性別役割分担意識は根強く、家庭生活における男女の役割分担にもその影響が見られます。

本市では、これまでも各個別計画に基づき、子育て支援や介護サービスの充実に取り組んできました。令和6年（2024年）に実施した市民意識調査の結果によると、男性の家事・育児への参加を当然とする意識や、実際に携わる時間の高まりが見られる一方で、依然として女性が家事や育児に多くの時間を割いている状況も見受けられます（図表4-11～12）。

小中学生アンケートにおいて、家事の得意・不得意では“女性の方が得意”と思う割合が小中学生ともに3割台半ば、育児の得意・不得意では“女性の方が得意”と思う割合が小学生で3割台後半、中学生で4割強となっています（図表4-13～14）。家庭内での役割分担の状況なども影響し、女性の方が家事・育児が得意だという思い込みがあることがうかがえます。

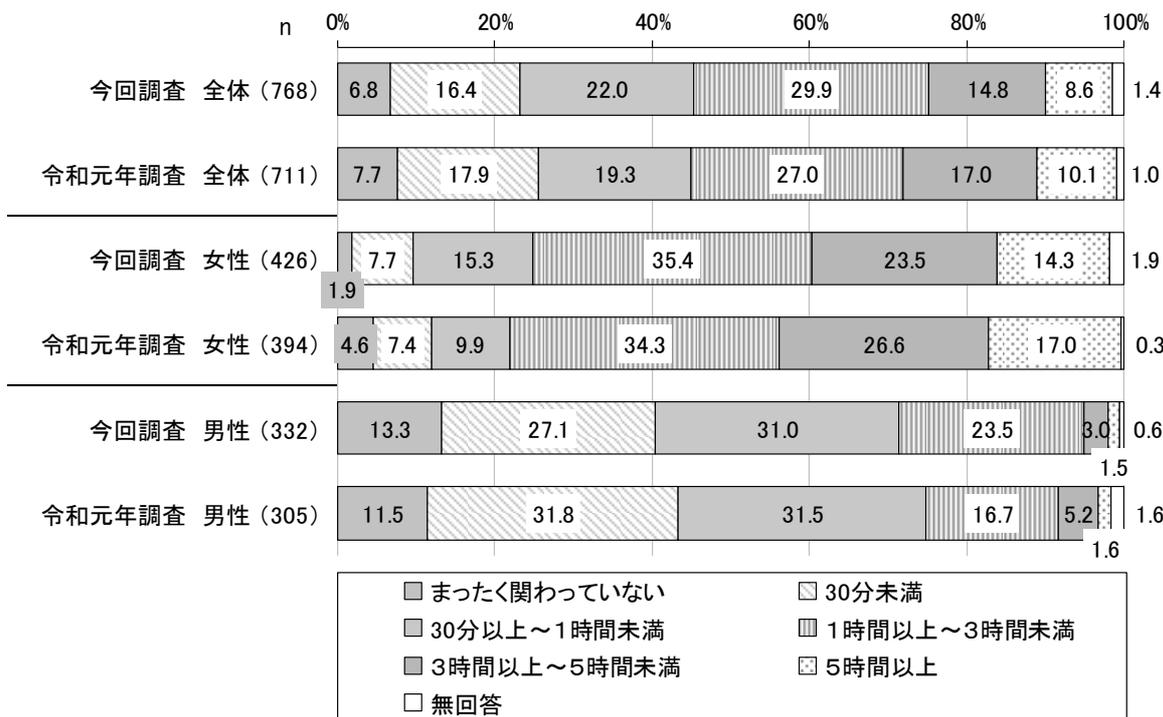
こうした状況を踏まえ、男女がともに家事・育児・介護などを担いながら、家庭生活においてもワーク・ライフ・バランスを実現するためには、家庭内の役割分担に対する固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、男女双方の意識改革を促すとともに、男性が家事・育児・介護に積極的に関われるよう、家庭・地域・職場を含めた周囲の理解と意識の変革を進める環境づくりが求められます。あわせて、子育て・介護と仕事の両立を支援するサービスの充実が必要です。

図表4-11 男性の家事・育児の参加について（市民意識調査）



■ 小金井市第7次男女共同参画行動計画

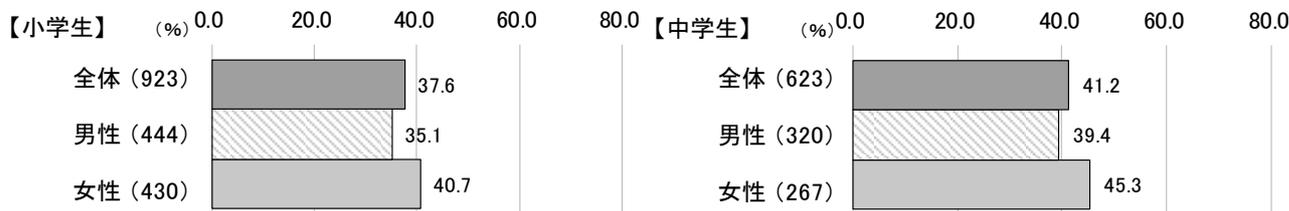
図表4-12 家事に携わる時間 [平日] (市民意識調査)



図表4-13 家事について〈女性の方が得意〉だと思う割合 (小中学生アンケート)



図表4-14 育児について〈女性の方が得意〉だと思う割合 (小中学生アンケート)



施策の方向（１）育児支援体制の整備

子育てと仕事の両立を支援するため、保護者の多様なニーズに対応した保育・子育て支援サービスの充実と、必要な情報の提供に取り組みます。

施策① 地域での子育て支援体制の充実

No	事業名	事業内容	
60	多様なニーズに対応した保育サービスの充実	多様な保育ニーズに応じたサービスの充実を図るとともに、必要な方が利用できるよう、適切な情報提供を行います。	
		具体的な事業	
		・保育サービスの充実	保育課
61	学童保育の推進	保護者の就労等により放課後の保育を受けることができない小学校1年生から3年生まで（障がいのある児童は4年生まで）の児童の健全な育成を図ることを目的に、学童保育を推進します。	
		具体的な事業	
		・学童保育の推進	児童青少年課
62	居宅訪問による子育て支援事業の充実	出産後における母子の健康維持と心身のケアや、援助の必要な家庭への相談支援など、居宅訪問による子育て支援事業の充実を図ります。	
		具体的な事業	
		・新生児及び妊産婦を対象とした訪問指導と今後の利用できる支援についての周知	こども家庭センター
		・援助の必要な家庭を対象とした訪問相談や各種訪問支援	こども家庭センター
63	親子で交流できるひろば事業の推進	親と子が安心して過ごせる場や交流の場を提供するとともに、地域の子育てグループや子育てボランティアの育成・活動支援を行います。	
		具体的な事業	
		・こども家庭センター「親子あそびひろば」	こども家庭センター
64	放課後子ども教室の実施	放課後の子どもたちの安全・安心な居場所作りのため、地域教育力を活用した市立小学校の校庭・教室などで、「放課後子ども教室」推進事業を実施します。	
		具体的な事業	
		・放課後子ども教室の実施	生涯学習課

■ 小金井市第7次男女共同参画行動計画

No	事業名	事業内容		
65	子育てに関する情報提供・相談の充実	育児不安を解消するための子育て相談や子どもの健康相談、子育てに関する情報提供など、地域での子育て支援の充実に努めます。		
		具体的な事業		担当課
		・保健センターや市内集会施設における乳幼児個別健康相談	こども家庭センター	
		・こども家庭センターにおける子育て相談、子育て講座他	こども家庭センター	
		・市立保育園における子育て相談や園庭開放、育児講座	保育課	

施策の方向（2）男性の家庭・地域活動への参画促進

男性自身が、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスへの理解を深め、意識改革を図るとともに、子育てや介護に関する知識を身につけることができるよう、支援します。あわせて、男性の地域参加へのきっかけづくりと参加促進を行います。

施策① 男性の家事・育児・介護への参画促進

No	事業名	事業内容		
66	母子保健に対する男性への啓発・支援	妊娠・出産・育児をパートナーとともに学び、ともに歩いていけるよう、母子手帳の交付の際に「父親ハンドブック」を配布します。		
		具体的な事業		担当課
		・「父親ハンドブック」の配布	こども家庭センター	
67	父親の参画を促す各種育児教室・相談の実施	出産、育児に関する各種教室・事業に、男性パートナーが参加しやすい環境を整えます。		
		具体的な事業		担当課
		・両親学級	こども家庭センター	
		・エンジェル教室・カルガモ教室	こども家庭センター	
68	父親向け交流事業の推進	父親と子ども、父親同士の交流を図る事業を開催し、男性の家事・育児参加を促進します。		
		具体的な事業		担当課
		・こども家庭センター親子あそびひろば「ゆりかご」での交流の推進	こども家庭センター	
		・児童館の子育てひろば	児童青少年課	

No	事業名	事業内容	
69	家族介護者への支援の充実	要介護者を介護している家族（男性介護者も含む）等に対し、相談支援や負担軽減等を目的とし、男性介護者も参加しやすいようなテーマ設定を考慮して家族介護教室等を実施します。	
		具体的な事業	担当課
		・家族介護教室等の実施	介護福祉課

施策② 男性の地域活動への参画促進

No	事業名	事業内容	
70	男性の参加促進の視点を踏まえた各種講座の実施	男性が地域参加しやすいよう、各種講座については男性も興味を持てるようなテーマ設定に配慮します。また、「市民がつくる自主講座」説明会を通じ、男性の地域参加促進の視点も踏まえた講座実施を促します。	
		具体的な事業	担当課
		・男性の参加促進の視点を踏まえた各種講座の実施	公民館
71	地域参加講座の開催	シニア世代を対象に、地域参加へのきっかけづくりと参加促進のための講座を実施します。	
		具体的な事業	担当課
		・地域参加講座の開催	生涯学習課

施策の方向（3）介護等への支援体制の整備

男女がともに、高齢者や障がい者などの介護に積極的に関わるとともに、介護を担う方の負担軽減を図るため、各種福祉サービスの充実を進めます。あわせて、サービス利用に関する情報提供や相談支援に取り組み、誰もが安心して介護に向き合える環境づくりを進めます。

施策① 高齢者・障がい者等への社会的支援の充実

No	事業名	事業内容	
72	高齢者福祉・介護保険サービスの充実と相談支援	介護を必要とする方が地域での在宅生活を継続できるよう、またその家族が仕事と介護の両立が無理なくできるよう、各種サービス提供体制の充実と、サービス利用に関する相談を行います。	
		具体的な事業	担当課
		・地域包括支援センターによる相談対応	介護福祉課
		・高齢者福祉のしおりの発行	介護福祉課
		・介護保険サービスの正しい使い方の発行	介護福祉課

■ 小金井市第7次男女共同参画行動計画

No	事業名	事業内容		
73	障がい福祉サービスの推進と相談支援	家族介護者のワーク・ライフ・バランスを推進するため、家族介護者のレスパイトを目的とした在宅レスパイト事業等を実施します。		
		具体的な事業		担当課
		・日中一時支援事業、緊急一時保護事業、重症心身障害者（児）等在宅レスパイト事業等の実施	自立生活支援課	
74	家族介護者への支援の充実	要介護者を介護している家族等に対し、相談支援や負担軽減等を目的とした家族介護教室等を実施します。		
		具体的な事業		担当課
		・家族介護教室等の実施	介護福祉課	

主要課題2 働く場における男女共同参画の推進

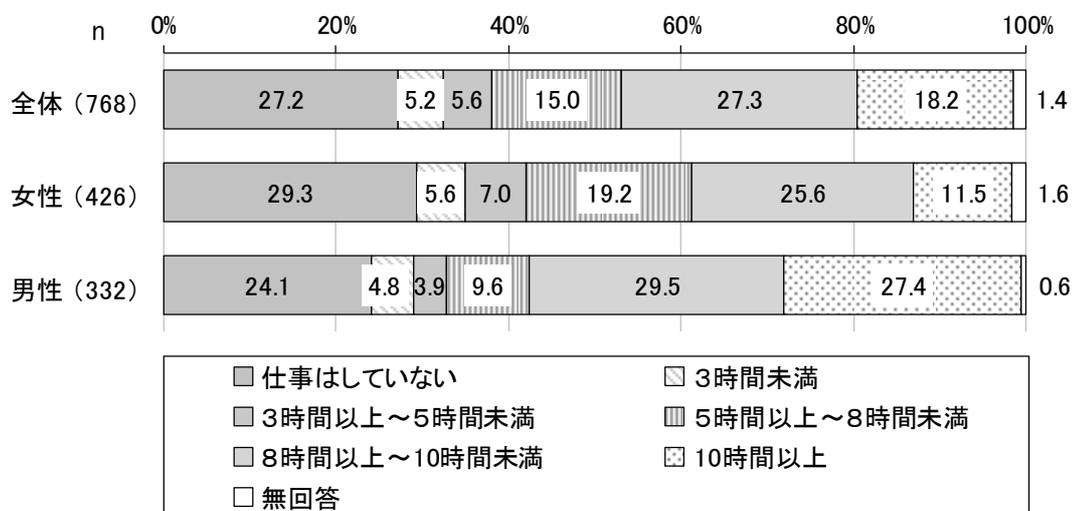
仕事・家庭生活・個人の生活などのバランスを取りながら、多様な生き方を選択できるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現は、生涯を通じて誰もがやりがいや充実感を持っていきいきと生活するために、必要不可欠な要素です。事業所にとっても、多様な人材の確保や生産性の向上といった効果が期待されます。

しかし、依然として、男性・正社員の長時間労働、男女の賃金格差、非正規労働者の固定化など、就労をめぐる課題は多く残されています。令和6年（2024年）に実施した市民意識調査によると、仕事に携わる時間が「8時間以上」と回答した割合は、女性で37.1%、男性で56.9%となっており、特に男性では「10時間以上」が27.4%と高く、長時間労働の傾向が見られます（図表4-15）。

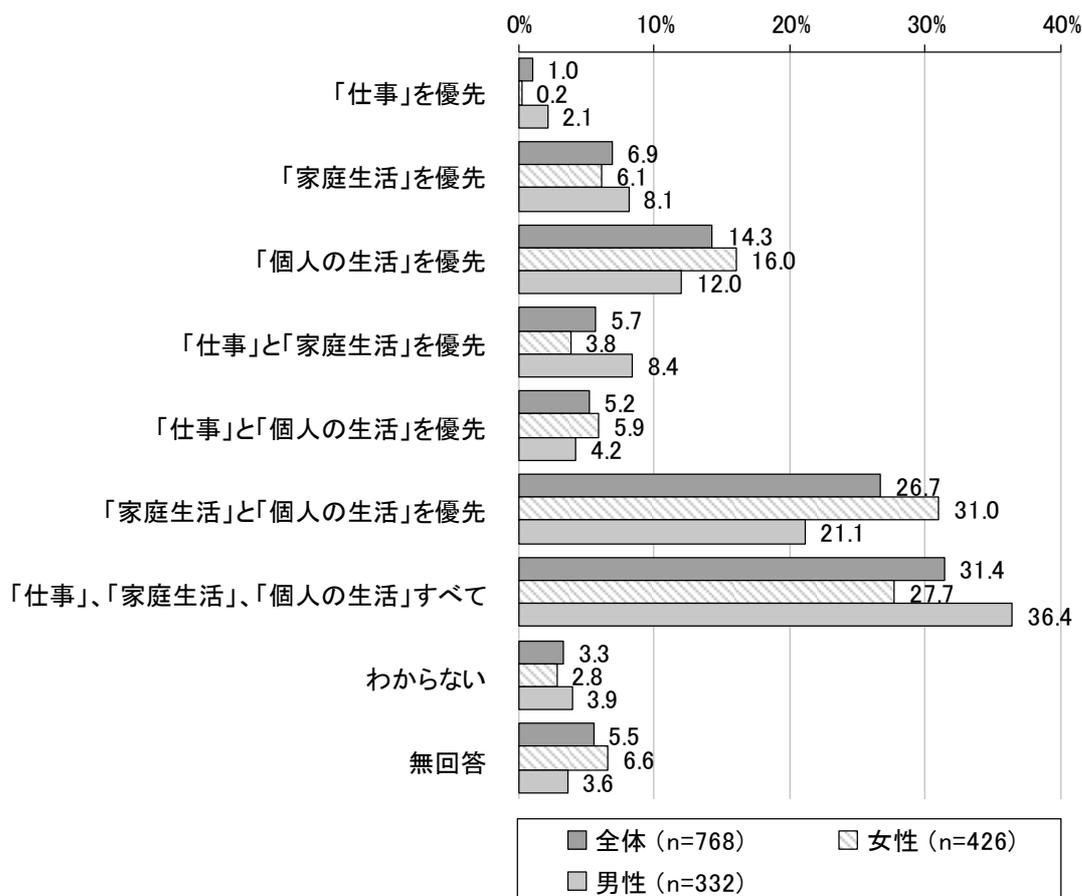
一方で、生活における理想の優先度については、男女ともに「仕事」「家庭生活」「個人の生活」をともに優先したいとする回答が比較的多く、バランスの取れた生活を望む意識がうかがえます（図表4-16）。また、育児や介護と仕事の両立を推進するためには、男女を問わず、「短時間勤務やテレワークなど柔軟な働き方の整備」「職場や上司の理解・協力」「育児・介護休業制度を利用して不利にならない人事評価」など、働きやすい職場環境の整備が求められます（図表4-17）。

人生100年時代を見据え、性別にかかわらず、働きたい人がやりがいを持って職業生活を送ることができる社会の実現に向けて、一人ひとりが働きやすく、自らの能力を高め、活躍できる環境づくりが重要です。今後も、ワーク・ライフ・バランスへの理解促進を図りながら、男女ともにライフステージに応じて、調和のとれた働き方を実現できるよう、取組を推進することが求められます。

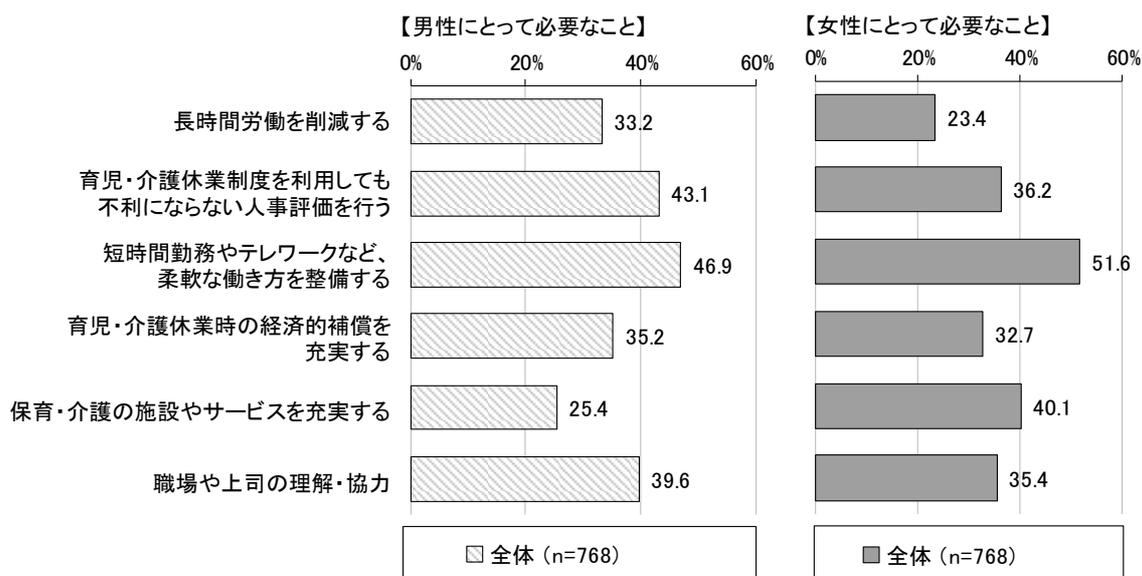
図表4-15 仕事に携わる時間（市民意識調査）



図表4-16 生活における優先度 [理想] (市民意識調査)



図表4-17 育児や介護と仕事の両立を推進するために必要なこと (市民意識調査)



施策の方向（1）ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に向けた環境づくり

ワーク・ライフ・バランスの重要性の理解促進と考え方や取組の普及に向けて、市民、事業者双方に対し、多様で柔軟な働き方に関する啓発や情報提供を行います。

施策① 一人ひとりが働きやすい職場づくりの促進【重点】

No	事業名	事業内容	
75	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及・啓発	市報・市ホームページ等を通じた周知をはじめ、こがねいパレット等様々な場を活用し、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発を進めていきます。	
		具体的な事業	
		・ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及・啓発	企画政策課
76	多様な働き方の普及・啓発	各種リーフレットの配布や、就労支援サイト「こがねい仕事ネット」による求人情報の提供、東小金井事業創造センターでの起業相談・各種セミナーなど、様々な場を活用し、多様な働き方の普及・啓発に努めます。	
		具体的な事業	
		・各種リーフレットの配布	経済課
		・就労支援サイト「こがねい仕事ネット」による求人情報の提供	経済課
		・東小金井事業創造センターでの起業相談・各種セミナー	経済課

施策の方向（2）働く場における男女平等の推進

性別にかかわらず、すべての人が個人の能力を十分に発揮し、雇用機会や待遇が公平に確保されるよう、相談窓口の周知や情報提供に取り組みます。あわせて、事業所による主体的な取組を促進し、誰もが働きやすい環境づくりを支援します。

施策① 雇用の場における男女共同参画

No	事業名	事業内容		
77	労働相談などの各種相談窓口の周知	労働相談などの各種相談窓口の周知を行います。		
		具体的な事業		担当課
		・労務相談【新規】	広報秘書課	
		・「ポケット労働法」や関連パンフレットの配布	経済課	
		・就労支援サイト「こがねい仕事ネット」の活用	経済課	
	・メンタルチェックシステムの活用	経済課		
78	関連法令等の周知徹底	市ホームページ等を通じて、働く男女に関連する法令等の情報を提供します。		
		具体的な事業		担当課
		・就労支援サイト「こがねい仕事ネット」の活用【再掲】	経済課	
		・「ポケット労働法」や関連パンフレットの配布【再掲】	経済課	
79	公共調達における男女共同参画の尊重	総合評価落札方式の一般競争入札を適用する場合において、男女共同参画等の項目を設定し、男女共同参画を推進している企業への入札加点項目とします。		
		具体的な事業		担当課
		・総合評価落札方式における男女共同参画を推進している企業への入札加点項目の設定	管財課	

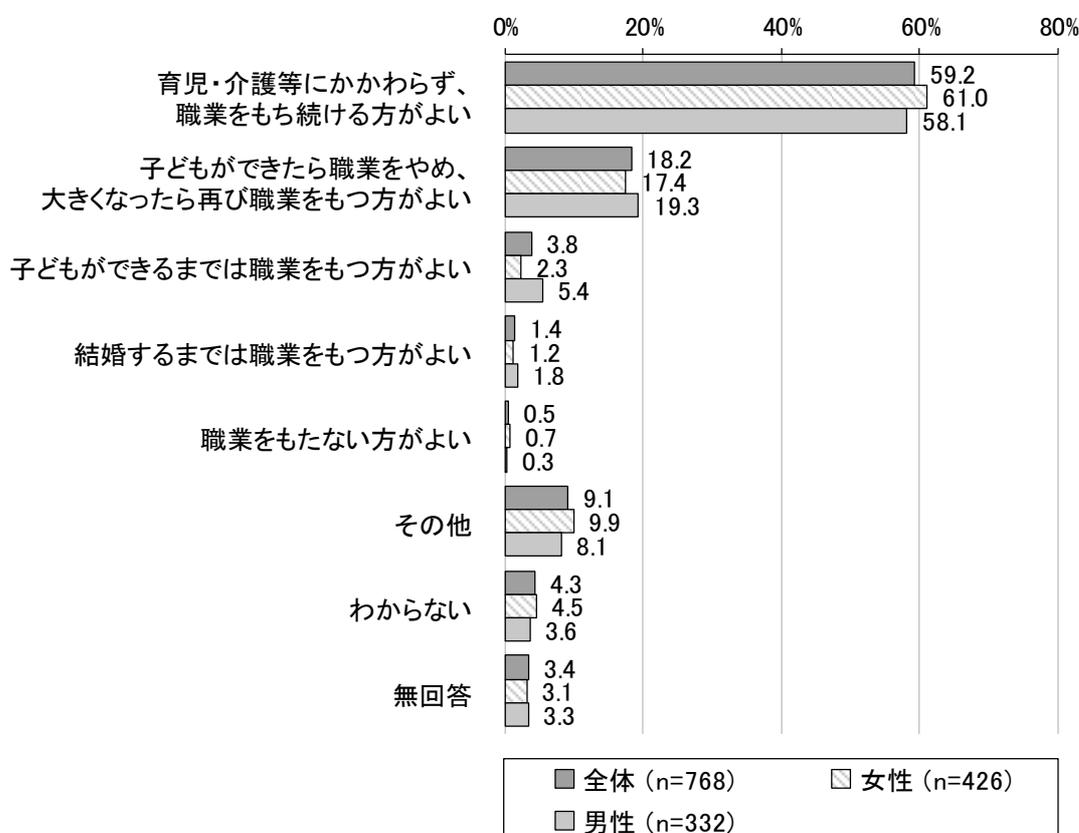
主要課題3 女性の活躍と多様な働き方への支援

就業は、生活の経済的基盤であるとともに、自己実現にもつながる重要な要素です。男女共同参画・女性活躍に係る取組を推進することは、男性も含めた全ての人の就業環境の改善にもつながり、さらには、女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ (well-being) を実現する社会形成に資するものです。

令和6年(2024年)に実施した市民意識調査の結果によると、女性が仕事を持つことについて、「育児・介護等にかかわらず、職業をもち続ける方がよい」と回答した割合が男女ともに約6割を占めており、女性の就業継続に対する意識は高い傾向が見られます。一方で、「子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」との回答も2割弱となっています(図表4-18)。

こうした意識を踏まえ、様々な生き方や働き方があることを前提に、各人が自らの希望に応じて就業形態を選択し、能力を十分に発揮できる環境づくりが求められます。女性も男性も全ての人が、仕事と子育て・介護・社会活動等を含む生活との両立のしづらさを感じることなく働き続け、キャリア形成やリ・スキリングの機会を得ながらその能力を十分に発揮することができる環境を整備することが重要です。

図表4-18 女性が職業を持つことに対する考え(市民意識調査)



施策の方向（1）女性の就労に関する支援

就職・再就職・起業などを希望する女性に対し、情報提供や相談支援をはじめ、就業促進、職域の拡大、キャリアアップに向けた多様な支援を行います。あわせて、農業や自営業などに携わる男女がともに快適に働けるよう、研修機会の提供や就労環境の改善に向けた取組を促進します。

施策① 女性の就業支援・起業支援

No	事業名	事業内容		
80	就職支援講座等の開催	就労を希望する方に対し、関係団体と連携し、女性のための就職支援講座等を開催します。		
		具体的な事業		担当課
		・女性のための再就職支援講座の開催	企画政策課	
		・就職イベント（東京しごとセンター多摩共催）の開催	経済課	
81	職業能力の向上に向けた機会・情報の提供	職業能力向上のための情報をパンフレット等で提供するとともに、市報・ホームページ等でも情報提供します。		
		具体的な事業		担当課
		・職業能力の向上に向けた機会・情報の提供	経済課	
82	こがねい仕事ネットを活用した就業支援	就労支援サイト「こがねい仕事ネット」を活用し、求人情報や就労に役立つセミナー、面接会等の情報を掲載します。		
		具体的な事業		担当課
		・こがねい仕事ネットを活用した就業支援の実施	経済課	
83	東小金井事業創造センターを活用した起業支援	女性を含めた市内での創業機運を高めるため、東小金井事業創造センターにおいて相談や各種セミナー、各種制度等の情報を提供します。		
		具体的な事業		担当課
		・東小金井事業創造センターを活用した起業支援の実施	経済課	
84	事業所との連携及び情報提供	安心して働ける雇用環境や待遇の確保、女性を含めた方々の人材育成や登用の促進に向け、市内事業所への情報提供に努めます。		
		具体的な事業		担当課
		・事業所との連携及び情報提供	経済課	

施策② 農業・自営業等における男女共同参画の推進

No	事業名	事業内容		
85	女性農業者への研修の促進	東京都農業経営者クラブが主催する先進地視察、勉強会、セミナー等への女性農業者への参加を促進します。		
		具体的な事業		担当課
		・女性農業者への研修の促進	経済課	
86	家族経営協定の締結促進	家族経営協定を結ぶ認定農業者を増やすため、広報を積極的に実施する他、農家支部別座談会等を活用して家族経営協定についての説明を行います。		
		具体的な事業		担当課
		・家族経営協定の締結促進	経済課	
87	商工会等との連携	経営力向上や地域振興を目的とした小金井市商工会青年部、女性部の活動を支援します。		
		具体的な事業		担当課
		・商工会等との連携	経済課	

主要課題4 市民がともに参画する地域づくりや市民活動の促進

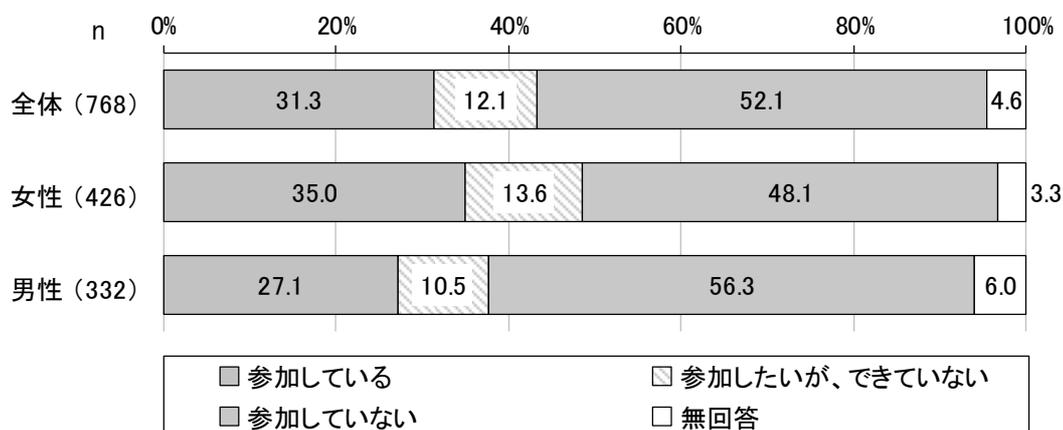
性別や年齢にかかわらず、個人が自らの能力や知識を活かし、生きがいを持って地域社会に関わることは、一人ひとりの充実した生活の実現につながります。市内には、市民活動・ボランティア活動団体やNPO法人など、地域で活動を展開する団体が多く、市民と地域活動との関わりは非常に身近なものとなっています。活力あるまちづくりを推進するためには、多様な人材や団体が地域で活躍することが不可欠です。

しかし、令和6年（2024年）に実施した市民意識調査の結果によると、地域活動への参加状況は男女ともに「特に参加していない」が最も多く、参加していない理由としては、仕事や家事、育児・介護などによる多忙感を挙げる割合が高くなっています（図表4-19～20）。

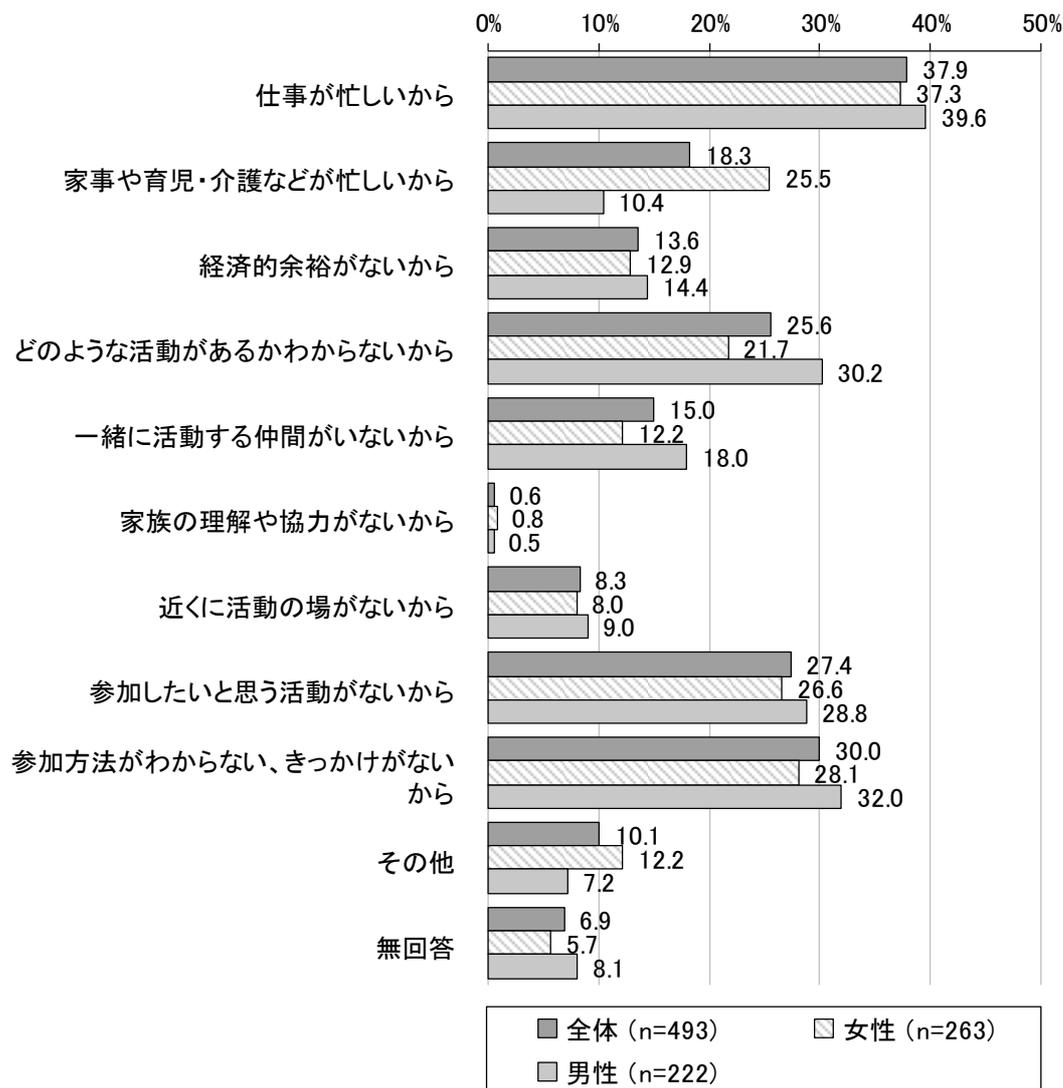
一方で、少子高齢化や人口減少、ライフスタイルや価値観の変化により、地域社会の活力は低下しつつあります。担い手の確保という観点からも、地域活動やボランティアなどにおいて、男女がともに積極的かつ主体的に参画できる環境づくりが、ますます重要となっています。

そのため、活動団体等に対しては、女性の登用やエンパワーメントなど、男女共同参画に向けた積極的な取組を働きかけていくことが求められます。あわせて、地域活動に関する情報提供、団体支援、活動の場の提供などを通じて、ボランティア活動や地域活動への関心を高め、市民の参画を引き続き促進していく必要があります。

図表4-19 地域活動の参加状況（市民意識調査）



図表4 - 20 地域活動に参加できない理由（市民意識調査）



施策の方向（1）地域づくり活動における男女共同参画の推進

地域活動やボランティアなどにおいて、男女がともに積極的かつ主体的に参画できる環境づくりを支援します。あわせて、地域における男女共同参画の意識を高め、地域リーダーに女性が起用される機会の拡大を促進します。

施策① 地域活動団体等の活動促進

No	事業名	事業内容	
88	市民活動団体等の活動の支援	市民を対象に、協働意識の向上を目的として、市内NPO法人により構成されるNPO法人連絡会と共催して講演会を実施します。	
		具体的な事業	
		・協働講演会の実施	コミュニティ文化課
89	各地域活動団体への支援	高齢者福祉、子育て支援、青少年健全育成及び環境美化など、様々な領域で活動する地域団体の活動を支援します。	
		具体的な事業	
		・小金井市悠友クラブ及び小金井市悠友クラブ連合会	介護福祉課
		・小金井子育て・子育て支援ネットワーク協議会	子育て支援課
		・青少年健全育成地区委員会及び子供会育成連合会	児童青少年課
・市立公園の環境美化サポーター【新規】	環境政策課		

施策② 地域における女性のエンパワーメントの拡大

No	事業名	事業内容	
90	児童館ボランティアの育成	児童館事業（夏期クラブ、わんぱく団等）で、中・高校生世代のボランティア育成に取り組みます。	
		具体的な事業	
		・児童館ボランティアの育成	児童青少年課
91	ボランティア育成の促進と地域リーダーの育成	地域を支える人材育成としてボランティア講座を開催し、各種研修会を通じた地域リーダーの育成に努めます。	
		具体的な事業	
		・小金井市、国分寺市、小平市、東京学芸大学連携によるボランティア講座	生涯学習課
・地区委員研修会、スポーツ推進委員研修会	生涯学習課		

No	事業名	事業内容	
92	市民活動団体リストの活用	市民活動団体の活動情報発信、他団体との交流・連携とともに、これから活動を始めたい方が市民活動団体にアクセスできるよう、市民活動団体リストを作成・更新します。	
		具体的な事業	担当課
		・市民活動団体リストの活用	コミュニティ文化課

基本目標Ⅲ 男女共同参画を積極的に推進する

主要課題1 政策・方針決定過程への男女の参画

政策・方針決定過程への男女の参画は、生活に関わる身近な課題に多様な意見を公平かつ公正に反映させることができ、市民があらゆる分野で利益を享受することにつながります。

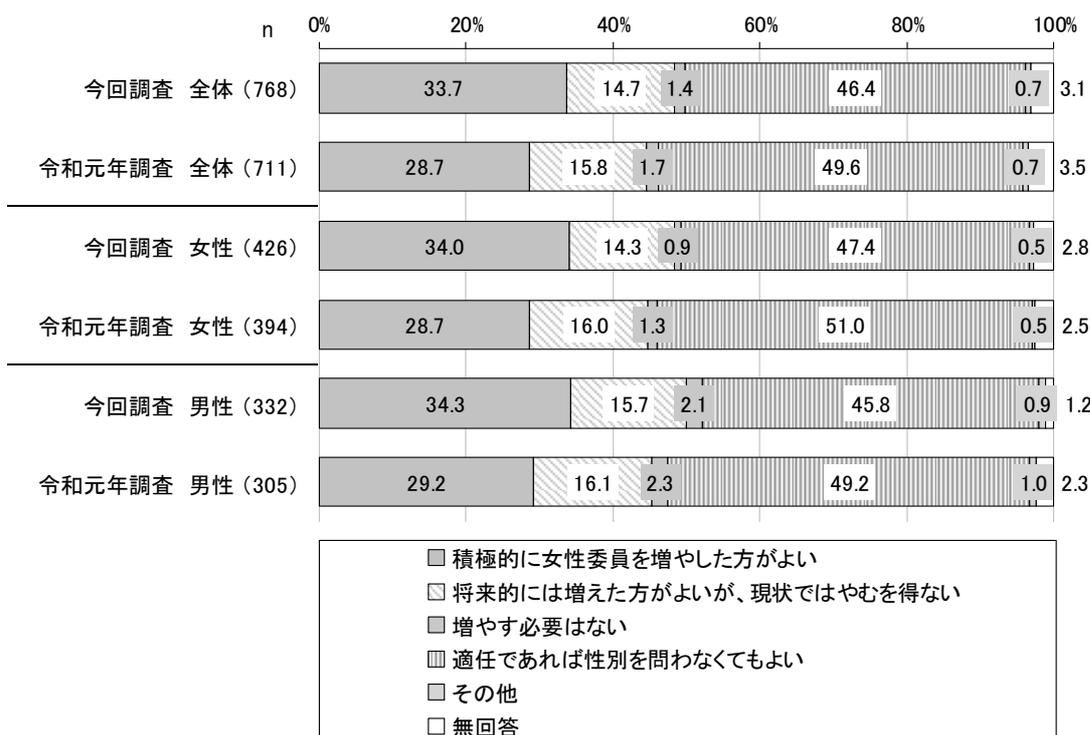
本市ではこれまで、多様な視点からの施策推進に向けて、女性の施策決定過程への参画を推進するため、全庁的に女性委員の登用促進について要請してきました。その結果、令和7年（2025年）時点の女性の登用比率は37.6%と、着実に増加しています。その一方で、専門的な分野における男女比率の隔たりの影響を受け、女性登用率が0%の審議会等が依然としてある状況です。

令和6年（2024年）に実施した市民意識調査の結果をみると、審議会等の女性比率については、「適任であれば性別を問わなくてもよい」が4割台と最も高くなっているものの、「積極的に女性を増やした方がよい」との回答も前回調査と比較して高くなっています（図表4-21）。

社会の多様化・複雑化が進む中、あらゆる分野において、政策・方針決定過程に男女双方の参画が進むことは、多様な価値観を取り入れた、多様性が尊重される豊かで活力ある社会の実現にもつながります。

今後も、あらゆる分野において政策・方針決定過程への男女双方の参画を着実に推進していくことが求められます。

図表4-21 審議会等の女性委員比率について（市民意識調査）



施策の方向（１）政策・方針決定過程への女性の参画拡大

審議会などへの女性委員及び庁内における女性職員の参画比率の向上に向けた取組を進めます。あわせて、地域と行政が連携して課題解決を図るため、男女がともに参画し、活躍できる環境づくりに取り組みます。

施策① 男女の市政参画の促進【重点】

No	事業名	事業内容	
93	審議会委員等への女性の登用の促進	審議会等への女性参画率目標 50%に向け、定期的の実態把握を行うとともに、全庁に向け、一層の女性登用を促します。	
		具体的な事業	
		・ 審議会委員等への女性の登用の促進	企画政策課
94	指導的立場への登用に向けた女性のキャリア支援	市女性職員におけるキャリアデザイン支援及び管理職への登用を含めた意識啓発の向上を図るため、女性キャリア支援研修を実施します。また、教職員に対し、主任教諭、主幹教諭、管理職への受験勧奨を行います。	
		具体的な事業	
		・ 女性キャリア支援研修の実施	職員課
		・ 学校における管理職候補者選考への受験勧奨	指導室

主要課題2 市民参加・協働による男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現に向けては、市が実施する施策だけではなく、市民・事業所・関係団体など地域社会全体で課題を共有し、互いの役割と責任を果たしながら、自主的かつ主体的に取り組むことが重要です。

本市では、平成16年(2004年)に「小金井市市民参加条例」を施行し、市民の市政への参加と、行政との協働によるまちづくりを推進しています。また、平成15年(2003年)に施行された「小金井市男女平等基本条例」においても、市民、事業者や団体等との連携・協力のもと、男女共同参画を推進することが明記されています。

市民一人ひとりが、それぞれの立場で男女共同参画の意義と必要性を認識し、主体的に取り組めるよう、今後も市民参加と協働を基盤とした施策の推進に努める必要があります。

施策の方向(1) 市民参加・協働による事業展開

市民や市民活動団体などとパートナーシップを築き、市民参加と協働による男女共同参画の取組を推進します。あわせて、災害対応や防災活動を含む地域活動に男女共同参画の視点を取り入れるなど、男女がともに参画しやすい環境づくりに努めます。

施策① 市民や地域団体との協働

No	事業名	事業内容	
95	男女共同参画関係団体への支援・連携	男女共同参画関係団体が主催する事業の後援など、市民や地域団体と協働しながら広く市内の男女共同参画を推進します。	
		具体的な事業	担当課
		・男女共同参画関係団体への支援・連携	企画政策課 コミュニティ文化課
96	市民や市民活動団体等との連携	市民参加による男女共同参画施策の実施や、市内で活動する様々なNPO法人、活動団体と連携した市民参加・協働による男女共同参画事業を展開します。	
		具体的な事業	担当課
		・市民編集委員による情報誌「かたらい」の発行	企画政策課
		・市民実行委員等との連携による「こがねいパレット」の実施	企画政策課
		・市職員の市内NPO法人派遣研修の実施	職員課
	・提案型協働事業の実施	コミュニティ文化課	

施策② 参画を促す環境づくり

No	事業名	事業内容	
97	多様な市民参加の推進	市民参加条例に基づき、附属機関等における委員構成は、男女の偏りが無いよう配慮し、多様な市民参加を推進します。	
		具体的な事業	
		・多様な市民参加の推進	企画政策課
98	(仮称)男女平等推進センター整備の検討	他の公共施設の検討の機会を捉え、(仮称)男女平等推進センターのあり方について検討するとともに、他自治体におけるセンター機能等情報を踏まえて設置に向けた検討を進めます。	
		具体的な事業	
		・(仮称)男女平等推進センター整備の検討	企画政策課
99	女性談話室の活用	男女共同参画関係資料等の情報提供を行うとともに、オープンスペース利用の周知を行い、女性談話室の活用を図ります。	
		具体的な事業	
		・女性談話室の活用	企画政策課
100	防災組織における男女共同参画の推進	防災活動における男女共同参画の推進を図るため、自主防災組織等における女性参画を推進します。	
		具体的な事業	
		・防災組織における男女共同参画の推進【新規】	地域安全課
101	避難者に対する男女共同参画の視点の反映	男女双方のニーズに配慮した避難所運営や防災備蓄品の検討を行います。	
		具体的な事業	
		・避難所運営への男女共同参画の推進【新規】	地域安全課
		・防災備蓄品の整備【新規】	地域安全課

主要課題3 推進体制の充実・強化

男女共同参画に関する施策は、行政の各分野や市民生活の様々な場面に深く関わるものです。そのため、市民・ボランティア・NPO・企業など多様な主体と連携し、それぞれが持つ資源やノウハウを活用しながら、すべての個人が互いにその人権を尊重し、認め合い支え合いながら取り組むことが求められます。また、市職員一人ひとりが男女共同参画を実践し、その視点を持って業務に取り組むことも重要です。

本市では、「小金井市特定事業主行動計画」に基づき、子育てや介護との両立に対する理解の促進や職場環境の整備、女性職員の活躍支援に努めています。令和7年4月1日現在、管理職に占める女性の割合は20.3%と増加傾向となっていますが、庁内の各部門において男女平等の視点に立った職員配置をさらに進め、多角的な視野による行政運営に取り組む必要があります。

今後も、施策推進の中心となる職員一人ひとりが男女共同参画への理解と意識を持ち、日々の業務に取り組むことができるよう、庁内の連携を強化し、有効かつ総合的な計画推進体制の確立を図る必要があります。

あわせて、市が率先して職員の働きやすい環境づくりを進め、男女共同参画のモデルを示すことは、市民や市内事業所における男女共同参画の実現に向けて重要です。市民や事業所の模範となれるよう、職員一人ひとりが働きやすい職場環境の整備に取り組むことが求められます。

施策の方向（１）庁内の男女平等の推進

男女共同参画社会の実現に向けて、市内事業所の模範となれるよう、一人ひとりが働きやすい職場環境を整備します。あわせて、小金井市特定事業主行動計画に基づき、意欲と能力のある女性職員の管理職等への登用や個人の能力・適性を踏まえた職務配置を行います。

施策① 市職員や教職員の男女平等に向けた環境整備【重点】

No	事業名	事業内容	
102	働きやすい職場環境の整備	一人ひとりが働きやすい職場環境をめざし、小金井市特定事業主行動計画に基づき職場環境を整備します。また、教職員については、各種研修会や推進委員会を通じて、男女平等に向けた環境整備と理解を深めます。	
		具体的な事業	
		・育児・介護休業制度の周知徹底・普及浸透	職員課
		・男女平等に向けた環境整備と理解浸透	指導室
103	男女平等の視点に立った配置内容への配慮	市職員を対象とした人事異動・昇任の際は、男女平等の視点に立った配置を実践します。	
		具体的な事業	
		・男女平等の視点に立った配置内容への配慮	職員課
104	職員の男女平等意識向上に向けた取組の実施	職員研修等の実施により、職員一人ひとりが男女平等意識を持って業務に取り組む姿勢を養います。	
		具体的な事業	
		・職員の男女平等意識啓発【新規】	企画政策課
		・職員研修の実施【再掲】	職員課

施策の方向（2）計画の推進体制の強化

本計画を着実かつ総合的に実行するため、庁内組織として「男女共同参画施策推進行政連絡会議」を設置し、計画の推進に取り組みます。あわせて、事業の進捗状況について定期的に点検・調査を行い、必要に応じて改善を検討するなど、適切な進行管理に努めます。

また、「男女平等推進審議会」の意見を踏まえながら、男女共同参画社会の実現に向けて、計画の着実な推進を図ります。

施策① 計画推進体制の整備

No	事業名	事業内容	
105	庁内連携の強化	施策の計画的な推進に向け、男女共同参画施策推進行政連絡会議を開催し、庁内関係各課との連携のもとに施策を推進します。	
		具体的な事業	
		・男女共同参画施策推進行政連絡会議の開催	企画政策課
106	男女平等推進審議会の運営	公募市民や学識経験者による男女平等推進審議会を運営し、市の男女共同参画に関する取組への意見や提言を受け、施策に活かします。	
		具体的な事業	
		・男女平等推進審議会の運営	企画政策課
107	計画の進捗管理	毎年度、施策や事業の実施状況を調査し、男女平等推進審議会における検討と提言を受け、その結果を各課へフィードバックすることにより、施策の効果的な推進に反映していきます。	
		具体的な事業	
		・推進状況調査報告書の作成、公表	企画政策課
108	国・都・他自治体との連携及び情報共有	国や東京都、近隣自治体の動向を把握するとともに、他自治体等との連携や情報交換を図ります。	
		具体的な事業	
		・国・都・他自治体との連携及び情報共有	企画政策課

第5章 計画の推進

本計画の進行にあたっては、市民や地域、教育機関、企業、NPO等と連携し、協働の輪を広げながら施策を推進していきます。

より効率的・効果的に計画を推進するため、PDCAサイクルを取り入れた進行管理を適切に行い、公募市民や学識経験者等で構成する「小金井市男女平等推進審議会」及び庁内の関係各課で構成する「小金井市男女共同参画施策推進行政連絡会議」において、施策の進捗状況の報告や評価を行い、改善につなげます。

また、男女共同参画の取組をより一層効果的に進めるため、都、近隣自治体や関係機関との連携・協力関係を強化するとともに、男女共同参画に必要な制度や施策について国や都に要望します。

▶PDCAサイクルのプロセスイメージ

